

殿屋敷遺跡発掘調査報告書

—西番場地区団体営土地改良総合整備事業に伴う発掘調査—

1993・3

滋賀県坂田郡

米原町教育委員会

序

昭和 57 年より町内各所で行なわれてきました土地改良総合整備事業が、

この度西番場地区において実施されることになりました。

これに先立ち、埋蔵文化財の確認調査を行ないましたところ、中世集落

遺跡が存在していることが明らかになりました。

古来より東山道や中山道といった主要幹線道路上に位置していた番場は、

人や物が行き交う交通の要所として栄えたところでした。今回の調査で発

見されました、数多くの輸入青白磁、常滑焼、信楽焼など、全国各地から

持ち運ばれてきた陶磁器の存在からも、そのことが伺い知れます。

今回の発掘調査成果をまとめた本書が、番場の歴史を再認識し、明日の

米原町を創造していく一助になれば幸いです。

文末になりましたが、この調査に御協力いただきました地元関係者、関
係諸機関の方々に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成 5 年 3 月

米原町教育委員会
教育長 杉村 馨

例　　言

1. 本書は滋賀県坂田郡米原町大字番場字小島に所在する殿屋敷遺跡について、平成3年度に実施した発掘調査の報告書である。
2. 殿屋敷遺跡は從来、「堀氏館跡」として周知されていた遺跡であるが、館主が堀氏とは断定できないこと、また館跡以外に集落跡として遺跡の範囲が広がる点などから、遺跡名を地籍図の字により、「殿屋敷遺跡」と変更した。
3. 本調査は、団体営土地改良総合整備事業に伴うもので、米原町教育委員会が主体となつて調査を実施した。
4. 本調査の発掘調査に関しては、平成3年11月6日より平成4年2月19日まで実施し、遺物整理及び報告書作成に関しては、平成4年9月1日より平成5年3月20日まで行った。
5. 調査の体制は下記のとおりである。

調査主体	米原町教育委員会	教　育　長	杉村　馨
調査事務局		社会教育課　課　長	相宗　又兵衛
		課長補佐	本田　正春
調査担当者		主任技師	中井　均
		技　師	土井　一行

調査補助員　井川祥子、土井光一郎、三宅直樹、矢部智子（以上　花園大学学生）

調査作業員　川井喜久子、箕　す満、西川志登、山口文子、戸田千代子、金子キワエ
　　鈴田絹枝

6. 出土遺物の写真撮影は寿福　滋氏の手を煩わした。
7. 本書の執筆、編集は主に土井一行が行つたが、一部の原稿については、高橋　学君（花園大学学生）の助力を賜つた。第VI章付論については太田浩司氏（市立長浜城歴史博物館学芸員）に玉稿を賜つた。
8. 出土遺物および調査に関する記録類は、米原町教育委員会で保管している。
9. 本書をまとめるにあたつて、下記の方々から指導、助言を得た。記して厚く感謝の意を表する次第である（敬称略）。伊野　近富、橋田　正徳、木戸　雅寿、清水　尚、鈴木　重治、橋本　久和、村井　毅史

目 次

序

例 言

第Ⅰ章 位置と歴史的環境 1

第Ⅱ章 調査に至る経過 3

第Ⅲ章 調査の方法 4

第Ⅳ章 調査結果 5

第1節 層序と遺構 5

第2節 出土遺物 12

第V章 まとめ 19

第VI章 付論（中世箕浦庄の在地領主と交通） 58

挿図目次

第1図 周辺遺跡分布図	27
第2図 調査トレンチ配置図	28
第3図 1トレンチ上層遺構平面図	29
第4図 1トレンチ下層遺構平面図	31
第5図 1-IIIトレンチ南北土層断面図	33
第6図 1-IIIトレンチ東西土層断面図	33
第7図 1-IIトレンチ南北土層断面図	33
第8図 1-IVトレンチ遺構平面図	35
第9図 SE-1遺構平面・断面図	36
第10図 SE-2遺構平面・断面図	36
第11図 SE-5遺構平面・断面図	37
第12図 SE-9遺構平面・断面図	37
第13図 SE-3遺構平面・断面図	38
第14図 SE-4遺構平面・断面図	38
第15図 表土中出土物	39
第16図 表土直下の整地土出土遺物	40
第17図 SE-1出土遺物	40
第18図 SE-2出土遺物(1)	41
第19図 SE-2出土遺物(2)	41
第20図 SE-3出土遺物(1)	42
第21図 SE-3出土遺物(2)	42
第22図 SE-3出土遺物(3)	42
第23図 SE-4出土遺物(1)	43
第24図 SE-4出土遺物(2)	43
第25図 SE-5出土遺物(1)	44
第26図 SE-5出土遺物(2)	44

第27図 SE-6出土遺物(1) -----	45
第28図 SE-6出土遺物(2) -----	46
第29図 SE-6出土遺物(3) -----	47
第30図 SE-6出土遺物(4) -----	48
第31図 SE-7出土遺物(1) -----	49
第32図 SE-7出土遺物(2) -----	49
第33図 SE-7出土遺物(3) -----	50
第34図 SE-8出土遺物(1) -----	50
第35図 SE-8出土遺物(2) -----	50
第36図 SE-8出土遺物(3) -----	50
第37図 SE-9出土遺物(1) -----	50
第38図 SE-9出土遺物(2) -----	51
第39図 SE-9出土遺物(3) -----	52
第40図 SE-9出土遺物(4) -----	52
第41図 土壌出土遺物-----	52
第42図 柱穴出土遺物-----	53
第43図 P-55出土遺物-----	53
第44図 溝出土遺物-----	54
第45図 遺構面直上出土遺物(1)-----	54
第46図 遺構面直上出土遺物(2)-----	55
第47図 地検取調総絵図(明治6年) -----	56
第48図 調査地周辺字界図(昭和34年作成) -----	57

図版目次

- 図版 1 (1) 1-I トレンチ完掘状況
(2) 1-III トレンチ遺構検出状況
- 図版 2 (1) 1-III トレンチ遺構完掘状況
(2) SE-2 完掘状況
- 図版 3 (1) 1-III トレンチ上層遺構検出状況
(2) 1-III トレンチ上層遺構検出状況
- 図版 4 (1) 1-III トレンチ上層遺構完掘状況
(2) 1-II トレンチ上層遺構完掘状況
- 図版 5 (1) 1-II トレンチ土層堆積状況
(2) SE-1 土層堆積状況
- 図版 6 (1) SB-1 完掘状況
(2) P-55 遺物出土状況
- 図版 7 (1) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況
(2) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況
- 図版 8 (1) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況
(2) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況
- 図版 9 (1) SE-6 遺物出土状況
(2) SE-6 完掘状況
- 図版 10 (1) SE-9 完掘状況
(2) SK-2 遺物出土状況
- 図版 11 (1) SB-2 完掘状況
(2) SD-8・SB-3 完掘状況
- 図版 12 (1) 柱痕遺存状況
(2) 柱痕遺存状況

図版 13 (1) 1-IV トレンチ完掘状況

(2) 1-IV トレンチ完掘状況

図版 14 (1) 2 トレンチ土層堆積状況

(2) 4 トレンチ土層堆積状況

図版 15 (1) 6 トレンチ土層堆積状況

(2) 11 トレンチ完掘状況

図版 16 (1) 実測作業風景

(2) 調査地より地頭山城を望む

第Ⅰ章 位置と歴史的環境

殿屋敷遺跡の所在する滋賀県坂田郡米原町番場は、東山道（近世の中山道）が通り、鎌倉時代以降は宿の機能を果たしていた交通の要所である。慶長年間（1596～1615）に米原湊が開かれ、米原から中山道に通じる道路が開通した際に、交通の便を考え、宿場は当初の場所（現在の西番場）から少し北東（現在の東番場）へ移動している。当宿は近世中山道六十九宿の一つで、江戸日本橋から数えて62番目にあたり、61番目の醒井宿（米原町）から一里、次宿鳥居本（彦根市）へ一里一町の距離に位置している。

当地は中世箕浦庄に属しており、番場の地名が文献史上に登場するのも、やはり中世段階からである。文献の方では、『実曉記』の中に鎌倉と京都の間に設けられた六十三宿の一つであるという記述がある。また『吾妻鏡』の中の寛元4年（1246）7月25日条には、帰洛途中の源賴經が「馬場」で一泊したことが記されている。文献以外では、現在の近江八幡市に所在する覺永寺所蔵旧正福寺梵鐘に、弘安4年（1281）8月17日という日付と「箕浦御庄馬場宿」の鐘銘が記されている。一方番場所在の蓮華寺の梵鐘にも、弘安7年10月17日の日付と同様の鐘銘が見てとれる。

前述の蓮華寺は、元弘3年（1333）5月足利尊氏に攻められて京を追われた六波羅探題北条時一行が、京極道誉の軍勢に退路を断たれて自害した場所として大変よく知られている。この争いの時、導誉の軍勢は「東山道第一ノ難所、番場ノ宿ノ東ナル」峰に陣を布いたと『太平記』巻九「越後守仲時已下自害事」に記されているが、布陣した位置については不明である。

番場の東南部に位置する鎌刃城を築いたのは、箕浦庄地頭土肥氏と伝えられている。この土肥氏が居を構えていた館跡と考えられる場所が、今回の発掘調査地点より南方へ120m程離れた所に所在している。鎌刃城からも直線距離にして1km程のところである。残存する小字や地割りから類推するならば、一辺30～35m四方の方形居館になる可能性が高い。明治六年の地籍図から、館は南北辺及び東辺は土塁もしくは堀で、西辺は菜種川を利用して周辺より区画していたことが読み取れる。

調査地周辺には多くの遺跡が所在している、何れも発掘調査が実施されておらず、詳細に

については不明である。従ってここでは以前に行なわれた遺跡分布調査・測量調査や文献等によつて得られた所見を記すにとどめておきたい。

番場において現在確認されている遺跡のうち最も古くさかのぼるものとしては、縄文時代の集落跡と考えられる番場遺跡があげられる。過去に石棒や石斧が採集されている。今回の調査地でも石鏃が2点発見された。その内1点は制作途上のものであることから、縄文時代においては番場遺跡と一連の場所であった可能性が高い。

弥生・古墳時代の遺跡が番場では未発見である。これは三方を山に囲まれた狭隘な谷地形で可耕地が極めて少なかったため、当時の生産基盤であった水稻耕作が、定着しなかったからであろう。

白鳳時代の遺跡としては不動谷瓦窯跡があげられる。番場集落西側の山陵を越えた所に所在していたが、残念ながら昭和49年に関西電力湖東変電所の道路工事中に偶然発見された際に消滅してしまった。出土した瓦の大半は平瓦で、1点だけ軒平瓦が確認されている。この軒平瓦の文様構成は他に類例が確認されていないため、今のところ供給先は不明である。前述した蓮華寺（現浄土宗）が聖徳太子創建の伝承をもつことから、同寺との関わりも考えられる。

奈良時代以降のものとしては蓮華寺遺跡、今福寺遺跡、本授寺遺跡等の中世寺院跡や、先に述べた鎌刀城跡や殿屋敷城跡等の中世城郭遺跡があげられる。

最後に番場及びその周辺地における所領関係の変遷を記しておきたい。

律令制の崩壊と同時に荘園の開発が進み、番場周辺には箕浦庄が成立する。鎌倉時代初期には後鳥羽院御影堂領となり、本家は八條女院から後宇多院に伝領されている。領家は山門西塔の金剛院領で、その地頭は番場に拠を構える土肥氏となる。延徳2年（1490）に鎌倉時代中期以降勢力をつけてきた京極政経に押領されるまでは、土肥氏が実質的支配者であったようである。これ以後は京極氏家臣今井氏の支配となるが、天文年間（1532～55）頃になると、同じ京極氏家臣浅井氏が台頭して今井氏を抑えるようになる。天正元年（1573）織田信長によって浅井氏が滅んだ後は、配下の羽柴秀吉が地元の土豪である堀氏らを掌握して統治した。秀吉が政権を取ったあとは、石田三成・長束正家らの所領となっている。近世以降は江戸時代を通じて井伊家の領有地であった。

[参考文献]

- 『米原町内遺跡分布調査報告書』 米原町教育委員会 1988
『角川日本地名大辞典 25 滋賀県』 東京・角川書店 1979
高橋昌明『湖の国の中世史』 東京・平凡社 1987

第Ⅱ章 調査に至る経過

平成2年に西番場区より、農業近代化の一環としてほ場整備を実施したいという要望があった。町はこれを受け、国の事業として採択されるよう県に申請した。その結果、事業認可が下りて平成3年度着工が決定した。この事業設計の際に担当部局より、今回のは場整備事業対象地域内における埋蔵文化財の有無についての問い合わせがあった。米原町教育委員会で照合した結果、周知の遺跡として「堀氏館跡」が存在しており、遺跡が地下に残存している可能性が極めて高く、ほ場整備に際して遺跡が破壊される恐れがあると判断した。そのため工事を行なう場合には事前に発掘調査が必要であると回答を示した。改めて、地権者・土地改良課・町教育委員会の三者間で協議した結果、計画変更是無理であると判断され、やむを得ず切土部分について、発掘調査を実施することになった。

第Ⅲ章 調査の方法

今回の発掘調査はほ場整備対象地域内で切土工法によって工事を行なう田畠や幹線排水路等、切り下げによって出来高が現在の田畠面より低くなる場所について実施することにした。なお、盛土工法による施工部分と農業用道路については直接遺構を破壊する恐れがないため、調査対象区域から除外した。また農産物の作付け中の部分については、それぞれ地権者の方々のご厚意により少し早めに収穫していただいたが、どうしても無理な場合は調査対象区域から外すこととした。

調査は最初に、調査対象区域内の遺構の有無を確認するため、試掘トレンチを計10ヶ所設

定した。それぞれのトレンチにおいて土層柱状図の作成及び写真撮影を行った。その結果、今回本調査の対象となった1トレンチより北側の試掘トレンチでは、遺構・遺物共に確認されなかった。また1トレンチは順次拡張しながら調査を進めたため、最終的には約1,400 m²の調査面積となった。本書ではそれぞれの拡張部分を1—I～IVトレンチに区分することで示した。

調査は重機を使用して表土を除去した後、人力により遺構検出及び遺構掘削を行なった。調査の進行に伴い、当初検出した遺構面は整地土の上面に当り、下層にもう一層別の遺構面が存在する可能性が高まった。時間的制約もあったため、この整地土の除去には再び重機を使用した。調査中は状況に応じて実測図作成と写真撮影を随時行なった。

基本的に実測作業等は調査担当者及び調査補助員で行なったが、一部石組井戸については測量業者に委託した。

発掘調査後は速やかに埋め戻しを行ない、全日程を終了した。

第IV章 調査結果

第1節 層序と遺構

調査地の基本層序は最上層が耕土で、次に明黄色粘質土層（床土）、暗青灰色粘質土層と続く。本調査を実施した1トレンチではその下に遺物を含む整地土が存在する。その上面に第2次遺構面が形成され、この整地土を除去すると第1次遺構面が現れる。

遺構の遺存状況はそれほど良くなく、特に水田耕作の影響を直接受けていたと思われる上層の第2次遺構面ではそれが顕著である。遺構検出の時点では既に、柱穴の底の根固めの石が顔を覗かせているものもあった。一方下層遺構の方は柱痕の残る柱穴もみられ比較的の遺存状況が良好であった。

検出された遺構としては、井戸・土壤・溝・柱穴・地鏡遺構等があげられる。井戸は石組のもの一基を除いて他は全て素掘りであった。ただし出土した木製品の中には井戸枠の部材と考えられるものも存在しており、いくつかの井戸については、木組の井戸であった可能性もある。土壤には廃棄土壤に該当するものもなく、機能を終えた井戸がこの役割を果たしていたようである。溝状遺構の中には屋敷地内を区画していたと思われるものも存在する。いくつかの柱穴は掘立柱建物としてまとまりを持つようであるが、柱間などはあまり均一ではない。次にトレンチごとの状況を示しておく。

1-I トレンチを設定した場所は1-II トレンチより 1m ほど低い所に位置しており、土層の堆積状況から旧菜種川の氾濫原と考えられる。1-II トレンチは遺構・遺物共に豊富であり、屋敷地の中核となる場所であろう。1-III・IV トレンチでは遺構が希薄になるため、それぞれ屋敷地の北端・東端付近に該当すると思われる。

以下、各々の遺構について概説しておく。

井戸

SE-1 (第9図・図版5)

平面プランは円形というよりは、三角形に丸みをもたせたような形に近い。径は2.0m～2.3m程である。深さは最深部で1.0mを測る。内部には一段の段差を有する。調査時において、井戸枠などの構造物が検出されなかつたため、ここでは一応素掘り井戸と考えておきたい。

出土遺物には瀬戸・美濃系陶器、瓦質火鉢、常滑産の甕、土師器皿などがあつた。

SE-2 (第10図・図版2)

平面プランは円形を呈する石組井戸である。掘り方の直径は1.5mを測る。石組はおよそ11段積まれているが、個々の石材は大きさに均一性を欠く。深さは最深部で2.1mを測る。石組井戸の内径は下へ行く程狭くなっている。これは石材の落石による井戸の崩壊を防ぐための工夫であろう。井戸枠などの木製構造物は認められなかつた。

出土遺物には土師器皿、須恵器杯身、青磁碗、瀬戸・美濃系陶器の花瓶、東海産のこね鉢、砥石などがあつた。

SE-3

径1.2～1.3mの梢円形の平面プランを呈する。深さは95cmを測る。検出時には井戸枠などの下部構造は確認されなかつたが、出土遺物の中に井戸枠の部材の一部と考えられる木製品が含まれている事から、木組井戸の可能性も有り得る。

出土遺物には土師器皿、土師質塙、青磁模倣の蓋、青磁小皿、砥石、曲物底などがあつた。

SE-4

径1.3mの円形プランを呈する素掘り井戸である。最深部まで約2mを測る。

周辺には遺構らしきものが見当たらないため、本来の屋敷地中枢部からは離れた所に位置していると思われる。また出土遺物もごくわずかで、土師器皿が数点と土師質塙もしくは羽釜と瓦質羽釜が1点づつ、漆器椀と箱物の部材が1点づつ出土している。

SE-5 (第11図)

径1.3~1.5mの楕円形プランを有する。この井戸は自然に埋まったものではなく、何らかの理由によって意識的に埋められた感が強い。埋土最上層は周辺の地山の土と全く同じであったため、当初は遺構の存在さえわからなかつた。

SE-5を切る形でSD-8が構築されており、切り合い関係からはSD-8の方が新しいと思われる。しかし、SE-5出土遺物の中に時期の下る遺物が何点か含まれており、SE-5を埋める作業とSD-8を開削する作業が同時期に行われた可能性が高い。

出土遺物には土師器皿、瀬戸・美濃系陶器のおろし皿、陶器碗、東海産こね鉢、青磁碗、曲物底などがあった。

SE-6 (図版9)

1.2×1.4mの長方形プランを意識して掘られた井戸のようである。深さは、最深部で85cmを測る。

この井戸からは大量の土器と木製品が検出された。土器の大半は土師器皿で占められていた。土師器皿以外では灰釉系陶器の小型壺が1点と青磁碗が2点出土している。また木製品の方は、曲げ物、箸、折敷、箱物の部材など、多様なものが出土した。これらの遺物は検出状況から見て、一括資料として評価できるものである。

遺構検出時においては、その平面プランから土壤墓の可能性も考えたが、遺物に完形品がほとんど含まれない点と底からの湧水が激しい点から井戸と判断した。

SE-7

平面プランは長方楕円形とでもいべき形態を呈す。長軸1.2m、短軸75cmを測る。深さは1.2mである。

遺物は少なく、土師器皿と瀬戸・美濃系陶器碗、鉄製品として鎌が1点出土している。

SE-7に近接してSD-4が存在しているが、SE-7を挟んで反対側には溝状の遺構が全く存在しないことと、両者が切り合っていないことから両者は同時期に機能していたと考えたい。

SE-8

平面プランは1.2m四方で、コーナーの一ヶ所が崩れをおこしているため、やや歪な形態となっている。最深部までは1.2mを測る。

出土遺物は滑石製の温石以外は信楽焼や常滑焼の中世陶器ばかりである。しかも、図化した1点を除いて口縁部の残っているものは全く無く、残りは全て壺、甕の胴部片であった。また接合できたものではなく、同一個体は存在しない。

出土遺物は全て同時廃棄されたと考えられるため、口縁部が皆無というのは極めて特殊な現象と言えるのではなかろうか。

SE-9 (第12図・図版10)

平面プランは直径1.9m、短径1.3mの梢円形を呈している。深さは1m程である。土層はSE-1を除く他の井戸同様、同一埋土による単純一層であった。また他の井戸では調査時ににおいて激しい湧水が認められたのに対し、この井戸では湧水はほとんどなかった。井戸底中央部には、井戸を埋める際の祭祀に使用した竹筒が立てられた状態で遺存していた。この事から、井戸の水が涸れてしまった時期と井戸を埋めた時期とは同一時期であることがわかる。

出土遺物には土師器皿や灰釉陶器碗、灰釉陶器蓋、曲物底、箸、木製物差し、用途不明金属製品等があった。

土壤

SK-1

径1mの円形プランを呈し、深さは5cm程の非常に浅い土壤である。一部をSD-8によつて切られている。遺物は皆無のため、時期決定及び性格付けは困難である。

SK-2 (図版10)

径65cmの小型の土壤である。深さは30cmを測る。出土遺物には信楽焼の壺か甕の底部1点と胴部片2点がある。土壤内中央部に、底部より離れた状態で、自然石が一つ検出された。検出状況からみて、流れこんできた状態ではなく、人為的に配置された感が強い。単なる廃棄土壤と片付けるには疑問が残る。

SK-3 (第13図)

平面プランは変形五角形状の形態を呈している。深さは80cmを測る。そこから若干の湧水が認められたが、井戸としては規模が小さく、一応土壌としてとらえておきたい。ただし出土遺物も少量で細片ばかりのため、SK-2同様単なる廃棄土壌ではないと考えられる。

SK-4 (第14図)

平面プランは径1.1mの隅丸方形に近い梢円形を呈している。深さは最深部で67cmを測る。土壌の底に付いた状態で、20cm大の石が2個検出された。SK-3と同様湧水が認められるものの、井戸とするには規模が小さい。

出土遺物には土師器皿の他に灰釉碗や内外面黒色処理の土師器片があった。いずれも細片かつ少量であるため、遺構の性格について言及する程の積極的材料には成り得ない。

SK-5

60cm×1.5m のやや歪な長方形プランを呈している。深さは非常に浅く5cm程度である。内部に小ピットを持つが、これは恐らくこの土壌より先行するものと思われる。

出土遺物には土師器皿の他に土師質場の口縁部が1点見受けられる。

今回の調査で検出された遺構で土壌として捉えたものの中には、大量の遺物を含んだ物が存在していなかった。これは井戸跡（特にSE-6）の状況と全く反対である。

こうしたことから当時の廃棄物処理の一端を、機能が停止した井戸が担っていたと推察できる。

溝

SD-1～3・5・6・11～17

これらの溝は何れも幅20～30cm程で深さも5～10cmと浅く、埋土も若干他の遺構と違っている。遺物も微量である。何れの溝も中途で切れており、通水、排水等の機能は果たさないと考えられる。

このような状況から、これらの溝は遺構廃絶後に耕地化されていった段階の耕地痕の名残

りであると位置付けておきたい。耕土中に近世遺物を多く含む事から、その時期の所産であると考えられる。

SD-4

幅60~70cm、深さ10cmを測る素掘りの溝である。SE-7のところでも述べたが、この溝はSE-7に関する廃棄機能として的一面を持ち合せていると考えたい。削平を受けているため完存していないが、もともとは菜種川まで続いていると思われる。

SD-7

幅60cm、長さ8mを測る溝である。近接するSB-3とは主軸方向がくい違っていることから、直接的な関係は認められないようである。

しかしながら溝幅もしっかりととしているため、単なる耕作痕とは考えられない。

SD-8 (図版11)

およそ24mの長さを有し、中間地点でL字状に折れ曲がる。全体に溝の肩部のラインが歪である。溝内部には多くの小ピットが見られるが、これらのピットはSD-8よりも先行するものである。また、L字状に北西に折れ曲がった所から溝が2本に分流し、さらにSD-10とも有機的に結合している。分流した2本の溝に挟まれている島状の部分は、溝の外側のレベルよりやや低くなっている。調査当初は道路上の遺構と考えたが、調査の進行に伴い、溝の屈曲点よりも北東部分には島状高まりが見られないことから溝と判断した。この溝の性格としては、通排水機能を合わせ持つ屋敷地内を区画する溝であった可能性が高い。

出土遺物には土師器皿、常滑焼や信楽焼の壺、甕、輸入青磁の椀、皿などが見られる。

SD-9

他の溝状遺構がある程度中山道の方向に規制を受けているのに比べて、この溝だけが南北方向を意識して掘削されている。遺構の切り合い関係からも、この溝の方が先行する。ただし出土遺物の年代観からは、それ程大きな開きはないようである。

SD-10

溝というにはあまりにも短く非常に浅いもので、溝状土壌とでも呼ぶべきものかもしれない。出土遺物もないことから単なる地形のたわみとも考えられる。

SD-18

幅1m 前後の溝で、1-IIトレーナーと1-IIIトレーナーの境界付近に位置している。1-IIトレーナーが後世に大きく掘削を受けているため、溝の遺存状況はあまりよくない。本来は1-IIIトレーナーの遺構面と同等のレベルだったはずである。したがってその状況から復元して考えてみると、深さが1mを越えるかなりしっかりとした溝であったと思われる。あるいは屋敷地の内と外を区画するための溝であった可能性が高い。

掘立柱建物

SB-1 (図版6)

下層遺構が廃絶した後に整地作業を施し、その上に構築された掘立柱建物である。

後世の耕地化に伴う削平が著しく、柱穴の残りはあまりよくない。何らかの建物が建つことはまちがいないが、正確な間数は明確にし得ない。ここでは4間×6間の面積を占める一棟分の建物としておく。

SB-2 (図版11)

SB-1よりも確実に先行する建物である。4間×3間 (推定) の規模からして、大勢の人間が常住していたとは考えにくい。柱間も不揃いで精密さに欠ける。

SB-3 (図版11)

2間×3間の建物と思われる。SB-1・SB-2とは建物主軸を異にする。SD-8によって切られている事から、少なくとも14世紀代を下る事はない。今回の報告で想定した掘立柱建物は全部で3棟分である。何れの建物も柱間距離にばらつきが見られ、精密さに欠ける面がある。またSB-2とSB-3が同時併存していたとは考えにくいため、必然的に3期に区分できよう。全体の遺構を含めた詳細な時期区分については、第V章で述べたい。

地鎮遺構

P-55 (図版6)

径15cmの小土壇である。内部に完形品1点を含む11点の土師器皿が入っていた。後から流れ込んだものではなく意図的に埋められた様相を呈している。建物の柱穴にしては規模が小さ過ぎると思われる。恐らく整地の際、あるいは建物構築の際に行われた地鎮を示すものではないだろうか。

第2節 出土遺物

表土中出土遺物 (第15図)

1～4は輸入青磁である。1・2は胎土も悪く磁器としては粗製品である。器形は梅瓶のような形になると思われる。時期は14世紀代であろう。3・4は碗の口縁であろう。5～7は輸入白磁である。5は口縁が輪花状になる碗であろう。6は口剥げの口縁を有する碗である。7は口径9cm程の小皿である。内面見込み部分と口縁の立ち上がり部分との境に一条の浅い沈線が廻る。8は素焼きの小形土壺である。9～13は土師器皿である。13は京都系土師器で、俗にコースター型と呼ばれているものである。14は張り付け高台のほとんど退化した山茶碗系の陶器で、仏具として使用されるような小型の壺の底部と思われる。15は須恵器の蓋である。恐らく平安時代のものであろう。16は山茶碗系陶器の口縁部である。17は東海産のこね鉢であろう。18は底部に糸切り痕を残す山茶碗系の皿である。19は常滑焼の甕である。口縁の形態から14世紀時代のものと考えられる。20～22は瀬戸・美濃系陶器の壺と思われる。20・21は掲軸が施されている。22は肩部に3条の沈線を施す四耳壺の一部であろう。23～25は信楽焼の壺か甕の底部である。

表土直下の整地土出土遺物 (第16図)

26は輸入白磁の壺の口縁と思われる。27～29は輸入青磁碗で、外面に錦蓮弁を配している。30は東海産のこね鉢である。31～35は土師器皿である。31は口縁部がきつく外反する小皿である。32は口縁端部をとがりぎみに仕上げている。33・34はやや厚手のつくりである。35は口縁部が外反せず、ほぼ直線的な立ち上がりを見せる。32・35は乳白色の色調を呈してい

る。その他は明黄茶色である。36は信楽焼の甕である。37は産地不明のこね鉢で、形態的には備前の模倣と思われる。36・37共に14世紀末～15世紀初頭の所産であろう。

SE-1 出土遺物（第17図）

38は常滑焼の甕で14世紀前半のものと思われる。39は土師器皿で口縁部外面に1条の強いナデを施す。40は瀬戸・美濃系の壺である。底部外面に糸切り痕をのこす。口縁部には褐釉がかかっている。41は外面にスタンプ文を有する瓦質の火鉢であろう。14世紀末～15世紀初頭のものと思われる。

SE-2 出土遺物（第18・19図）

42は土師器皿で色調は淡灰褐色を呈する。およそ15世紀代のものであろう。43は須恵器の杯身である。平安時代のものであろう。44は常滑焼の小壺と思われる。外面に暗黄緑色の自然釉が見られる。45は東海産のこね鉢である。内面はよく使用されている。46・47は瀬戸・美濃系陶器の花瓶である。胴部を欠失しているものの同一個体の可能性がある。底部には明瞭な糸切り痕が残る。48は青磁碗である。内面見込み部分に草花文を施す。高台は断面方形で直立するタイプである。時期は13世紀後半であろう。49・50は砥石である。

SE-3 出土遺物（第20～22図）

51は青磁の小皿と思われる。内面に模様があるが内容は不明である。52は青磁の蓋である。外面に鎬蓮弁を配している。胎土はあまり精良でなく焼成も不良である。およそ13世紀代のものであろう。53は土師質の壺か羽釜の一部と考えられる。胎土は砂粒を多く含む。色調は明桃白色である。54は土師器皿である。焼成不良の為か一部暗紫灰色の色調を呈す。全体的にあまり外反せず、端部は軽くつまみ上げている。時期は14世紀代のものと考えられる。55は曲物の底部と思われる。非常に摩耗しており遺存状況は良くない。56は砥石である。刃物傷のようなものが何本か認められる。

SE-4 出土遺物（第23・24図）

57・58は土師器皿の口縁部である。59は土師質羽釜の口縁部と思われる。全体像が不明な

ため、時期は不明である。60 は断面四角形の鍔を持つ瓦質羽釜である。時期は 13 世紀後半と考えられる。また図示し得なかつたが、瓦器小皿の破片が出土している。61 は何らかの部材の一部と考えられる。あるいは井戸枠の一部だった可能性もある。

SE-5 出土遺物（第 25・26 図）

62~68 は土師器皿である。口縁部のつくり方には何タイプか見られる。直線的に立ち上がるものの、緩やかに外反するもの、きつく外反して明瞭な変化点を持つもの、さらにそれぞれにおいて口縁端部を丸く収めるものと上方へつまみ上げるものが見られる。69・70 は外面に鎬蓮弁有する青磁碗である。71 は断面三角形の高台を有する東海産のこね鉢である。72 は瀬戸・美濃系陶器の花瓶の肩部ではなかろうか。73 も同じく瀬戸・美濃系陶器のおろし皿である。薄手で小振りなつくりである。74 は産地不明の陶器である。唐津系陶器に類似するものの、当遺構の年代が遺構の切り合い関係等から考えても 14 世紀より下る事は考えられないため、その可能性は低いと言えよう。75・76 は曲物の底部であろう。側面に目釘等の痕跡は見出せなかつた。

SE-6 出土遺物（第 27~30 図）

77~82 までは口径が復元できなかつた土師器の皿である。77 は体部が内湾する。色調は乳白色である。78・79・82 は口縁部がナデにより外反する。色調は灰白色である。80 は底部からゆるやかに立ち上がる。81 は平坦な底部から立ち上がり、ナデにより強く外反する。

83~91 までは土師器の小皿である。平均法量は口径が 8.5cm 前後、器高が 1.5cm 程度である。色調は灰白色を呈するものが多く見られる。小皿の器形としては、やや丸みを帯びた底部から体部が内湾して立ち上がるものが基本的である。83 は底部と体部の差が明瞭で、口縁部はナデによって外反する。色調は淡赤褐色を呈している。84 は器壁が比較的厚手で、色調は黒灰色である。85 は口縁部が外反する。88 は底部に指頭圧痕が残っている。口縁部は外反する。

92~112 までは土師器の大皿である。平均法量は口径 11~13.0cm 前後、器高は 2.0cm 程度である。色調は灰白色が多いが、一部に黒灰色を呈するものがある。大皿の器形としては A、B、C と大きく 3 つに分けることが可能である。さらにこれら 3 タイプについて口縁端部の形

状からつまむものを1として、つまないものを2という細分が可能である。

Aは底部から口縁部にかけて、直線的に立ち上がるタイプである。

A1 (96・106・111)

A2 (92・93・98)

Bは底部から口縁部にかけて、内湾して立ち上がるタイプである。

B1なし

B2 (101・105)

Cは底部から口縁部にかけて、外反して立ち上がるタイプである。

C1 (94・95・97・100・102~104・107~110・112)

C2なし

92は黒灰色の色調を呈する。104は胎土は密で白色であるが、表面の色調は黒灰色である。これは焼成窯において、何らかの理由で炭素が吸着したものと思われる。また内面に口縁部外面のナデと、対応している2条の線刻がみられる。110は104と同様に色調は黒灰色である。底部内面をフラットにすることを強く意識して成形している。111は焼成が良好で、色調は赤褐色である。器壁は薄く、口縁部は二段ナデである。113は灰釉系茶碗の片口小型杯である。底部は糸切りの後に、ヘラで形を整えている。114は青磁碗である。内面見込み部には草花を描いている。器壁の厚い底部に断面四角形の高台が付く。色調は淡青白色を呈する。115は青磁碗である。内面見込み部には草花を描いている。外面は蓮華文の文様を描く。色調は淡緑白色を呈する。

116は砥石と考えられる。片面だけ使用されており、刃物傷と思われるものが数ヶ所見受けられる。117~121は木製箱の部材ではないかと考えられる。122は小型の曲物底である。柄杓の底部であろうか。123は径5mm程の小穴を有する木製品であるが、用途は不明である。124は折敷の一種と思われる。片面に無数の刃物傷が認められることから、まな板として再利用されている可能性が高い。125~132は削り箸である。両端部を欠失したものが大半であるが、長さはおおよそ21cm程度であったと考えられる。本遺構出土遺物の年代は土師器の特徴などから14世紀代と推定できる。

SE-7 出土遺物（第30～33図）

133 は瀬戸・美濃系陶器の碗である。内面見込み部分に3条の沈線を廻らす。底部外面は高台を張り付けて成形が終った後に、ヘラ状工具1本1本不整形な刻み目が施されている。

134・135 は井戸杵の部材と思われる。136 は鉄鎌である。木製の柄部分は腐蝕のため依存しないが、つなぎ止めるための金属製のリングが差し込まれた状態のままで出土した。非常によく使用されていたのか刃部のあちこちが欠けている。

SE-8 出土遺物（第34～36図）

137 は東海産のこね鉢である。138・139 は常滑焼の壺か甕の底部であろう。140 は断面楕円形で長さ10cm 足らずの木製品である。周間に細い沈線を10本廻らせている。用途は不明である。141 は滑石製の温石である。5.5cm 四方のほぼ正方形を呈しており、一辺の中央付近に径7mm 程の小穴を穿っている。この製品は石鍋の再利用品である。

SE-9 出土遺物（第37～40図）

142・143 は土師器皿である。142 は明灰黄白色の色調であり、一見すると瓦質土器に似る。焼成不良によるものだろう。この手の土師器は微量ではあるが他の遺構においても散見でき、144・145 は灰釉陶器碗の口縁部である。口縁部の形状から144の方が古くなると思われる。145 は軸を付け掛けているが、144 は内面だけハケ塗りである。時期は144を10世紀前半、145を10世紀後半としておく。146 は丸ぶち状の口縁形態を示す典型的な東海産のこね鉢である。147 は須恵器の蓋と思われる。破片であるため全体像は定かではないが、外面に草花文のような印刻を施していたと考えられ、前述した灰釉同様10世紀代のものではなかろうか。148 は径30cm 程度の曲物底である。側面に目釘痕は認められなかった。断面図からも明らかだが、側面は直には立ち上がらず台形状を呈する事から、この曲物底は嵌め込み式であったことが推測される。149 は木製の物差である。1寸・5分・1分ごとにそれぞれ大・中・小目盛を刻んでいる。全長は21.7cm でちょうど7寸分の長さである。大・中・小それぞれの目盛幅はそれほど均等ではなく、ややばらつきがある。150 は用途不明の金属製品であるが、形状から推測するならば襷の引手金具のようなものと考えられる。

土壙出土遺物（第41図）

151～157はSK-4出土である。151は内面黒色処理を施した黒色土器B類であるが、外面のカーボンは二時焼成を受けた影響で消えてしまっている。152～154・156・157は土師器皿である。おおよそ13世紀末～14世紀初頭にかけてのものと思われる。155は灰釉陶器碗の底部で、形状からして黒窯90号窯式併行期の所産であろう。151の黒色土器もこれと同時期と考えておく。158はSK-5出土の土師質鍋である。14世紀前半のものと考えられる。159～164はSK-3出土である。全て土師器皿である。160は京都系土師器でコースター系と呼ばれているものに相当する。13世紀末～14世紀初頭のものと考えられる。165はSK-2出土の信楽焼の甕の底部である。胴部がかなりひらきながら立ち上がるところから、大型の甕になるものと考えられる。

柱穴出土遺物（第42図）

166～171までは土師器皿である。いずれも細片であるが、器高が1～1.2cmと浅く形態も似かよっている事から同時期のものと思われる。172は高台の付く土師器坏になると考えられる。土師器で高台の付く坏・碗・皿類は全出土遺物の中でこれ1点だけという特異な土器である。正確な時期決定は困難であるが、おおよそ平安時代の範疇に収まると思われる。173は須恵質のこね鉢である。口縁端部上面を強く窪ませて端部外面を外方向へ強く引っ張り出している。174は外面に錦運弁を有する青磁碗である。釉調は淡黄緑色である。175～179は土師器皿である。口縁部の形態は様々で内湾ぎみに立ち上がるタイプ（177）、直線的に立ち上がるタイプ（178）、外面に強くナデを施し外反するタイプ（179）などに分けられる。181は瀬戸・美濃系の天目茶碗である。182・183は焼成の甘い壺の口縁と底部である。同一個体と考えられる。形態的には信楽焼を模倣しているが、細部にわたって観察すると、焼成も含めて信楽焼とするには疑問が残る。あるいは地元で製作された可能性もある。

P-55出土遺物（第43図）

柱穴出土の一括資料である。図示し得たのは6点で完形品1点（187）を含む。他の破片も含めて全て土師器皿である。形態的に多様なプロポーションが存在する。口縁部の立ち上がりが内湾ぎみで端部をとがりぎみに仕上げたもの（184）、外面に強いナデを有して口縁部を

外反させるもの（185）、器高1cm程の浅い器高のもの（186・187）、口縁が直に近い立ち上がりを示すもの（188）、外面に強いナデを有し口縁端部をつまみ上げているもの（189）など様々である。なお、（188）の底部には「×」のヘラ記号があり、窯印あるいは祭的な意味が考えられる。

溝出土遺物（第44図）

190～205は土師器皿である。大皿はあまり見られず小皿が主体である。遺構ごとに若干の時期差があると思われるが、およそ14世紀代の範囲に収まると考えられる。

206は外面に竈蓮弁を有する青磁碗の口縁部である。207は常滑焼の甕の口縁部である。口縁が下方に垂下していない事から、やや古手の様相を呈している。208は信楽焼の甕である。色調は淡赤紫色で胎土は粗い。209は瀬戸・美濃系陶器の瓶子の肩部に相当する。断面三角形状の鋭利な沈線を施した後に円形の浮文を張り付けている。210は青磁の皿である。胎土は非常に精良で焼成も堅緻である。産地は中国の福建省地方と考えられる。211は瀬戸・美濃系陶器の皿である。口縁部には淡黄緑色の釉がかかりが認められる。底部外面に糸切り痕を残す。胎土は明灰白色を呈する。212は青磁の皿である。暗黄緑色の釉調で、釉厚が1～1.5mmとかなり厚目である。胎土は密であるが焼成にムラが見られる。また底部外面にバリが付着している。これは焼成時に焼台と製品が癒着してしまったものを無理矢理剥そうとした結果であろう。

遺構面直上出土遺物（第45・46図）

213は瀬戸・美濃系陶器の大平鉢になると思われる。内面に菊花文のスタンプ文を施す。この遺物の所属時期は14世紀末～15世紀初頭の整地土層最上面で出土していることから、整地土層の形成時期とそれ程かけ離れないと考えられる。

214は小形の石鏃である。石鏃基部にえぐりを有し、その左右を突出させている。一方の突出部は欠失している。215は打製石鏃の未製品である。石材はチャートと思われる。2辺の刃部の内一方は刃部が形成されていない。214・215ともに中世段階に混入したものと思われる。近隣に立地している縄文時代の遺跡と考えられる番場遺跡の範囲が今回の調査地まで広がる可能性もある。

第V章　まとめ

今回の発掘調査は米原町内では初の中世遺跡の調査であったことから、今まで文献史料でしか知り得なかった米原町の中世史に、数多くの情報を提供してくれた。

ここではその成果と今後の課題を示しておくことにする。

調査地周辺は中世段階に東山道(近世の中山道)の番場宿として機能していた場所であり、現在の西番場集落の原形が形成されたのも恐らくこの時期であろう。

現状でも旧東山道に沿った街村形態を残しているが、調査地は街道に面しておらず少し奥まった場所にあたる事から、当初は日常的な生活遺構の発見は余り期待されなかつた。しかし調査の進展に伴つて豊富な出土遺物と、建物跡や井戸跡等の生活痕跡を検出するに至つた。

この事から中世番場集落が東山道に沿つた単なる線的な街村集落ではなく、面的に横への拡がりも併せ持つてゐることが明らかとなつた。

検出された遺構群は遺構の切り合い関係や上層と下層の遺構面の違いによってⅢ時期に区分される。第Ⅰ期は13世紀末～14世紀末初頭にかけてで、第Ⅱ期は14世紀代、第Ⅲ期は14世紀末～15世紀初頭の年代観がそれぞれ与えられる。

以下、それぞれ時期別に主の遺構名を記しておく。

- ・Ⅰ期 SB-3・SE-4・SE-5・P-55
- ・Ⅱ期 SB-2・SE-6・SD-8
- ・Ⅲ期 SB-1・SE-1・SE-7・SD-4

以上が調査地における大まかな遺構の変遷であるが、中には遺物も極少量で時期決定が困難であったものを含んでゐる為、多少時期の前後するものがあるかもしれない事を付け加えておく。但し大半の遺構は13世紀末～15世紀初頭という大きな時期幅の中から逸脱するものではない。

次に今回の調査で得られた知見について、遺構の面から述べておきたい。

[井戸]

それ程広大な調査面積ではなかったにもかかわらず、井戸跡が9基も確認されたことは特徴の一つであろう。但し全ての井戸が同時に機能していたわけではなく、当初使用されていた1～2基の井戸が井戸涸れを起した為、別の井戸を掘るという作業が連続と繰り返された結果であると考えたい。それは今回検出した井戸が一部を除き、自然に埋没したものではなく短期間に人為的に埋められた状況であったことからも推測される。

それを示す良好な例としてSE-9がある。ここでは井戸を埋める際に行われたと思われる井戸鎮めの祭祀に使用された竹筒が見つかっている。

井戸の廃絶理由の一つとして地下水脈の変動による湧水の枯渇現象が考えられるわけであるが、SE-9が正にその状況を示していた。他の井戸では調査途中豊富な湧水に悩まされたが、SE-9ではそれが完全に停止していた。

また井戸を埋める際に使用不能な日常雑器が投棄されており、機能を停止した井戸は廃棄土壌としての役割を担っていたようである。

[土壙]

発掘調査で検出される土坑には様々な種類のものが存在するわけであるが、その用途や機能に触れる事には慎重を期さねばならないであろう。

今回の調査で土壙として認定した遺構についても、その意義付けが困難なものを含んでいる。

例えばSK-3・SK-4などは、出土遺物の量と土壙の規模とがかけ離れており、廃棄土坑とするには無理があるし、井戸とするには規模が小さすぎるといった不安定な要素を含んでいる。

今後の検討課題の一つとしておきたい。

〔溝〕

当地で検出された溝状遺構には次の4種類のものが見られる。

- I類——通水・排水機能を有していたと思われるもの。(例: SD-4・SD-9)
- II類——何らかの施設あるいは空間を区画する為のもの。(例: SD-7・SD-18)
- III類——IとIIの機能を併せ持っていたと思われるもの。(例: SD-8)
- IV類——遺構存続時あるいは廃絶後の耕作痕が溝状に残存したもの。(例: SD-1~3・10~15)

これらの中でも特に目を引くのがIII類のSD-8の存在である。

建物を囲む溝の一部とするには「L」字内部に同時併存する建物遺構が見られないことから可能性は薄い。またI類の機能を持たせるのであれば、菜種川に向けて最短距離の溝を掘ればそれで事足りるはずである。しかもこの溝は無作為に掘られたものではなく、旧東山道や建物跡の主軸方位を意識している。

これらの諸条件を考慮すれば、SD-8が屋敷地内の空間を区画する為に掘られた溝であることは間違いないと思われる。

〔掘立柱建物〕

想定される掘立柱建物は上層遺構で1棟、下層遺構で2棟の計3棟である。

建物の規模はそれ程大きくななく、屋敷地内の主要家屋とは考えにくい。各々の建物の正確な規模については、柱列の並びに精緻さを欠く点と耕地化あるいは整地に伴う削平を受けている点から、不明瞭と言わざるを得ない。また建物方位については、やはり旧東山道の方位に規制されているようである。

次に出土遺物から見た殿屋敷遺跡の特徴について述べておく。

今回の調査で得られた出土遺物の所属時期は縄文時代～江戸時代までと幅広い。中でも所謂中世段階の遺物が大半を占めている。中世以外の遺物は遺構に直接伴つたものがほとんど無く、極少量である為、ここでは中世遺物に限定して扱うこととする。

遺物の内訳としては土師器、瓦質土器、国産陶器、輸入陶磁器、木製品、石製品、金属製品が見られる。

まず土器・陶磁器類についてであるが、これらの製品はその使用目的によって以下のように使い分けがなされているようである。

- ・碗(椀)——輸入青磁・漆器・木地椀(推定)
- ・皿——輸入白磁・瀬戸・美濃系陶器・土師器
- ・壺——常滑産陶器・信楽産陶器・瀬戸・美濃系陶器
- ・甕——常滑産陶器・信楽産陶器
- ・鉢——山茶碗系陶器・信楽産陶器
- ・鍋——土師器
- ・羽釜——瓦質土器

このような土器組成は 13~14 世紀段階の湖北地方に普遍的に見られる。⁽¹⁾ 傾向としては東海系の製品が一定量を占めている。しかしながら、輸入青磁の占める割合が一般集落のそれに比較すると大きいようである。⁽²⁾

これは村落の立地条件によるものが大きく作用している為であろう。当時、東西交通におけるメインルートの一つであった東山道に隣接して村落を形成していた番場の場合、宿としての機能も併せ持っていた為、人・物・情報が行き交う流通の拠点であったはずである。したがって幹線路の通過しない他の村落に比較して、舶来品を含めた外来製品が手に入りやすい状況にあったと言えよう。

このような集落は一般農村集落に比べると、極めて町的あるいは都市的な性格を帯びているように思われる。⁽³⁾

出土した土器・陶磁器類の中で最も大きな割合を占めているのは土師器皿である。井戸跡出土資料の中に良好な一括遺物に恵まれたものが存在する。特に SE-6 の出土資料は量的にも群を抜いている。⁽⁴⁾

そこで簡単ではあるが形態分類を試みたところ大きく 3 タイプに分けられることが判明した。同時期のものでありますからも形態的に色々なバリエーションが存在していることが明らかとなったのは一つの成果であろう。

土器類以外の遺物の中にも当地の占地者段層を推測させるものがある。SE-9 から出土し

た木製物差がそれである。

全国的にも物差の出土例は極めて稀で、特に時代を中世に限ると類例に乏しい。⁽⁶⁾

このような状況下で色々と述べる事に抵抗を感じるが、あえて類推を試みたい。

この物差の目盛は7寸分刻まれているが、一寸ごとの実際の長さがそれぞれまちまちである。この事からこの物差が製作されて時点では、律令期に確立していた度量衡制度は既に強制力を失っていたことが伺い知れる。

一方、このような物差を日常的に保持し使用していた人間は一部の階層に限られていたはずである。特に小規模農民層とは直接に結び付かないと思われる。領主権力層あるいはその支配下に置かれた手工業生産者層との関わりの中で捉えられるのではないだろうか。遺構と遺物について若干の私見を述べてきたが、最後に殿屋敷遺跡の性格について触れておくことにする。調査で得られた資料からは施設の性格を断定するまでは至らなかった。そこで考え方を指摘することでまとめにかえたい。

一、調査地南方に存在する土肥氏館跡（推定地）の直接的関連施設。

一、土肥氏関係の家臣団クラスの屋敷地。

一、領主権力の直接支配を受ける職人階層の屋敷地。

一、主体的農業経営を担う有力農民の屋敷地。

一、番場宿における宿場施設の一部。

一、中世寺院の一部。⁽⁷⁾

以上、中世番場における殿屋敷遺跡の評価を行なってきたわけであるが、調査成果を本書にどれ程反映できたかを考えると反省しきりである。まだまだやり残された課題が山積していると感じている。例えば遺物の統計的な資料操作や他の遺跡のデータとのクロスチェック、湖北地方一帯における中世土器の編年作業、地籍図の検討等々である。⁽⁸⁾

整理期間の都合上出来なかつたこれらの作業を通じて、今一度殿屋敷遺跡について再考する機会を持ちたいと考えている。

註

- (1) 13~14世紀に限って言えば、湖北地方では、近江（特に湖東・湖南）で普遍的に見られる瓦器・瓦質土器は基本的に入ってこないようである。その北限は犬上郡内を流れる犬上川と考えられる。
- 逆に湖北地方において瓦器・瓦質土器が出土する遺跡について考える場合、その特異性に注意を払わねばならないであろう。
- (2) 近隣で殿屋敷遺跡と同時期の遺構や遺物が確認された例としては、坂田郡近江町所在の寺倉遺跡があげられる。この遺跡は（伝）朝妻街道に面した一般集落である。殿屋敷遺跡に比べるとやはり輸入陶磁器類の占める割合は少ないようである。殿屋敷遺跡は、湖北地方の中では現在のところ、1~2番目に輸入陶磁器類の出土量が多い遺跡であると、清水尚氏（安土城考古博物館学芸員）より御教示を賜った。
- (3) 近年、市場や宿場を都市あるいは都市的な場として評価しようとする動きがさかんである。その際の具体的な指標として網野善彦氏などは、交通・交易上の拠点に立地していること、住人が交易に従事する商人や職人等であること、可耕地が少なく、農業依存度が低いこと、神社や寺をはじめとする多くの宗教施設が集まっていることなどをあげている。
- (4) 土師器皿の年代観については、伊野近富「かわらけ考」『（財）京都府埋蔵文化財調査研究センター五周年論年論集』1987と横田洋三「土師器皿の分類と編年観」『平安京左京四条十三町』平安京跡研究調査報告第11輯 古代学協会 1984年を参考にした。また伊野氏には直接遺物を観察していただき多大なる御教示を得た。
- (5) SE-6出土遺物の分析は高橋学君（花園大学二回生）によるものである。本稿を成すにあたって彼からは出土遺物全般について多くの御意見をいただいた。
- (6) 古代の物差については『木器集成図録』の中に集成されている。
- 県内の出土例としては『矢倉口遺跡発掘調査報告書—国道1号線京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第3冊一』の中に一例報告されている。時期は9世紀中葉前後から9世紀末前後までのものと考えられている。
- (7) 出土している建物の中に、青磁の梅瓶や瀬戸美濃系陶器の花瓶など含んでいることから、一堂寺院の様な宗教的施設の可能性も捨てきれない。

(8) 明治6年作成の番場村地籍図に記載されている“字殿屋敷”をはじめとして“字醒ヶ原”“西湖谷”等が、昭和34年作成の字界図では全く違う場所に比定されている。(第47・48図を参照)

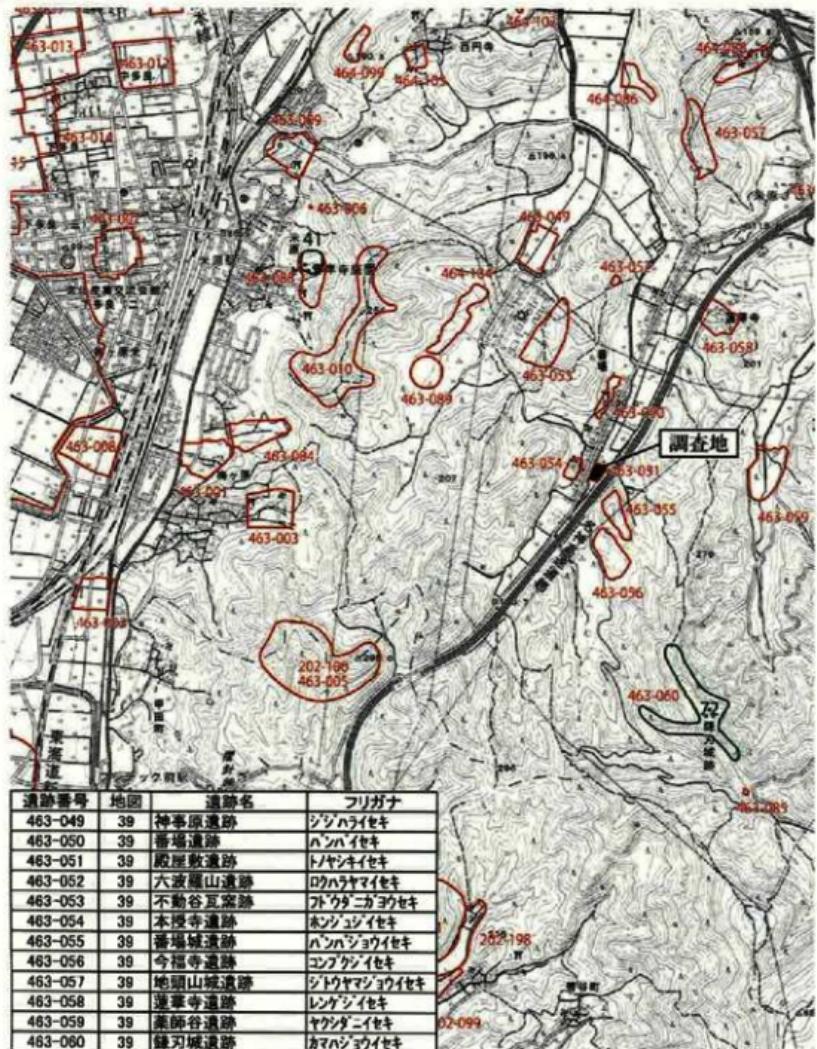
明治6年に作成された番場村地籍図は他にも何種類か存在しているが、その何れのものとも合致しない。これはやはり昭和34年作成時に、字名及び字界の位置が誤って記載されたことに起因していると見るべきであろう。

この事からもわかる通り、新しい地籍図であるというだけで無批判にそれを採用することには、大きな危険性を孕んでいると言える。

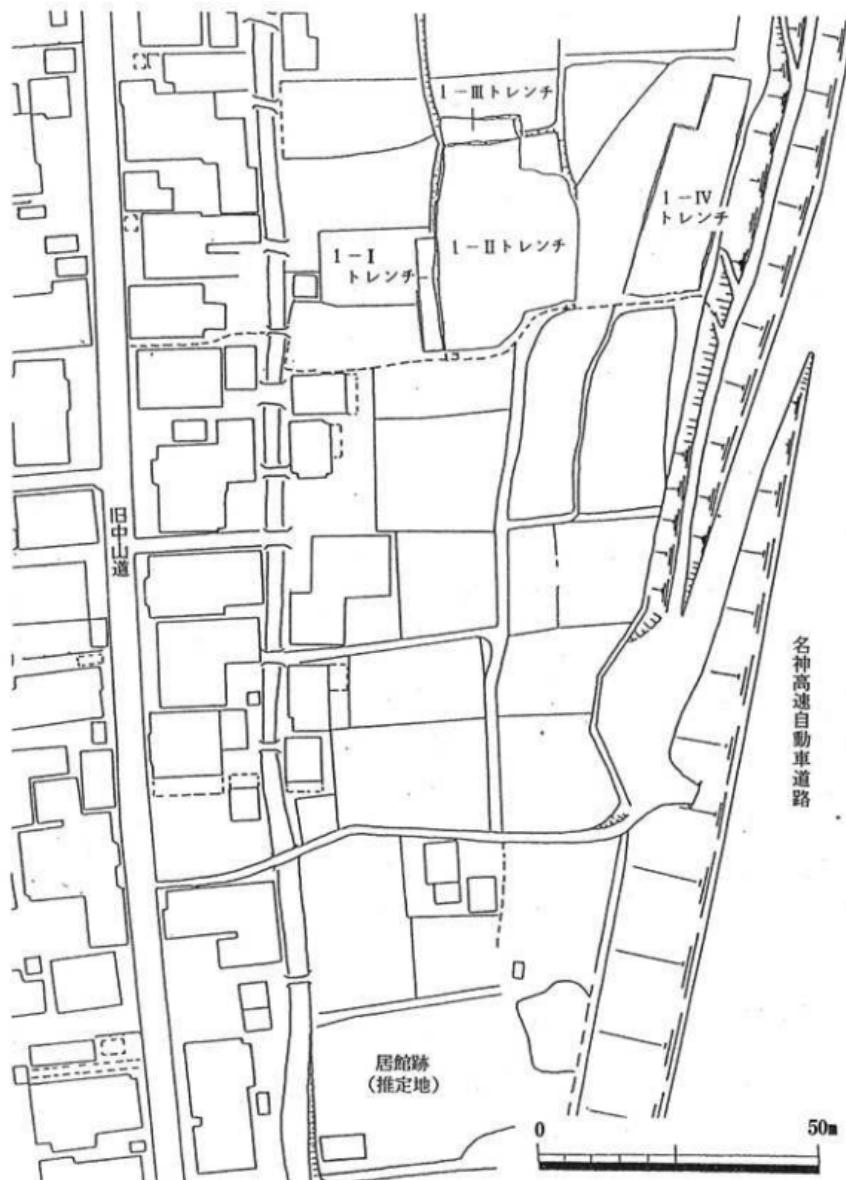
〔本報告書を作成するにあたって使用した参考文献〕

- 池上裕子 「市場・宿場・町」『日本村落詩講座2 景観I 原始・古代・中世』 雄山閣 1991
藏持重裕 「中世村落をいかに把握するか」『争点 日本の歴史4 平安末期～戦国時代』 新人物往来社 1992
大山喬平 『日本中世農村史の研究』 岩波書店 1978
橋本久和 『中世土器研究所論』 真陽社 1992
木戸雅寿 「近江における15～16世紀の土器について」『中世土器の基礎研究V』 日本中世土器研究会 1989
兼康保明 「東浅井郡浅井町北野遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書VII-3』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1980
田中勝弘 「東浅井郡浅井町伊部遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書VII-3』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1980
奈良俊哉 「北方田中遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XII-6』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1986
中村健二 「寺倉遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIII-4』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1991
北村圭弘 『鴨田遺跡発掘調査報告書1』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1991
北村圭弘 「高橋南遺跡(1)」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XVIII-3』 滋賀県教育

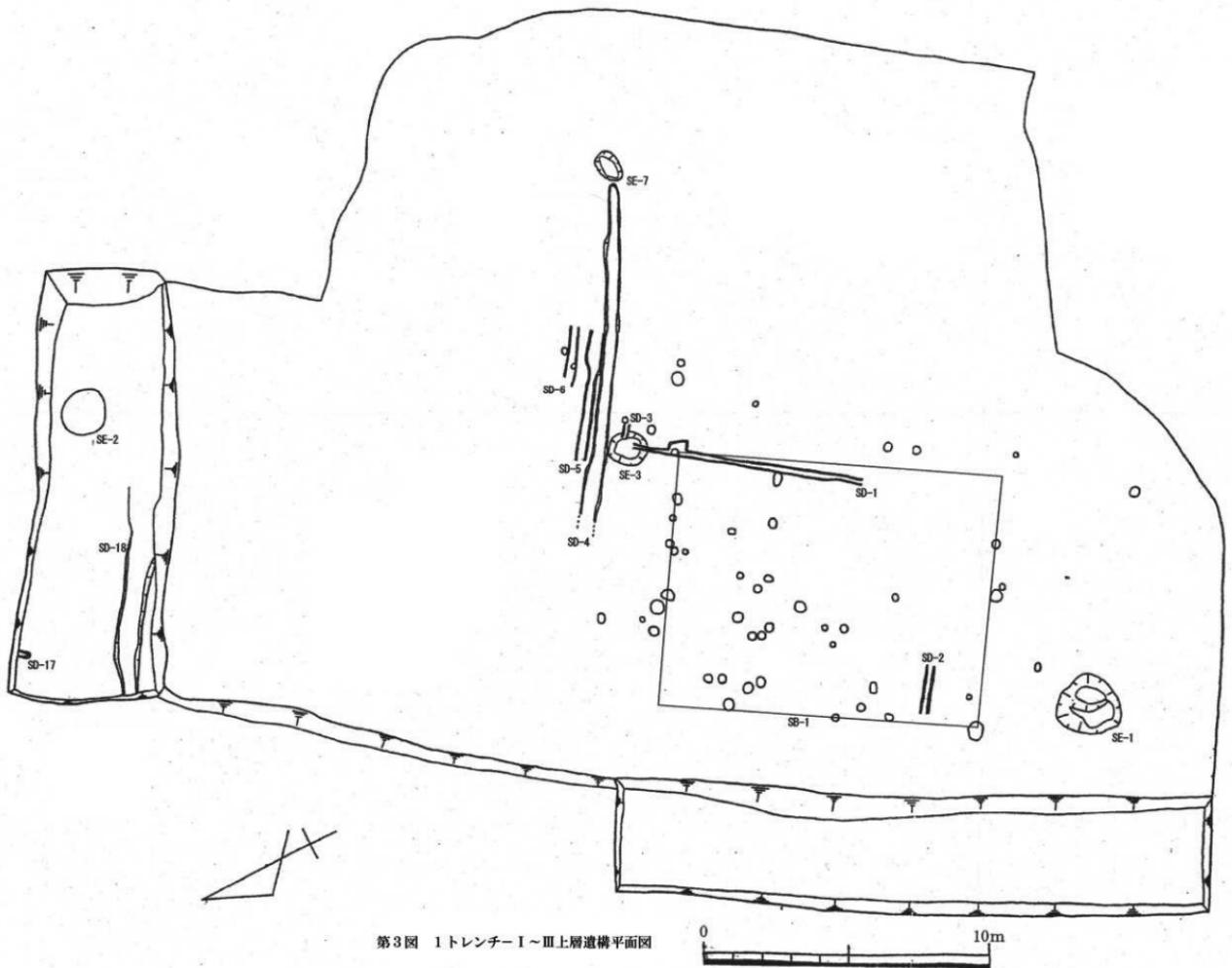
- 委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1991
- 北村圭弘 「高橋南遺跡II」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIX-1』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1992
- 仲川 靖 「堀部西・堀部遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XIX-2』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1992
- 中村健二 「箕浦城・淨蓮寺遺跡」『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書XVIII-9』 滋賀県教育委員会・(財)滋賀県文化財保護協会 1992
- 竹村 誠ほか 『滋賀県中世城郭分布調査6 (旧坂田郡の城)』滋賀県教育委員会 1989



第1図 調査地周辺遺跡分布図（番号は滋賀県遺跡地図と対応）

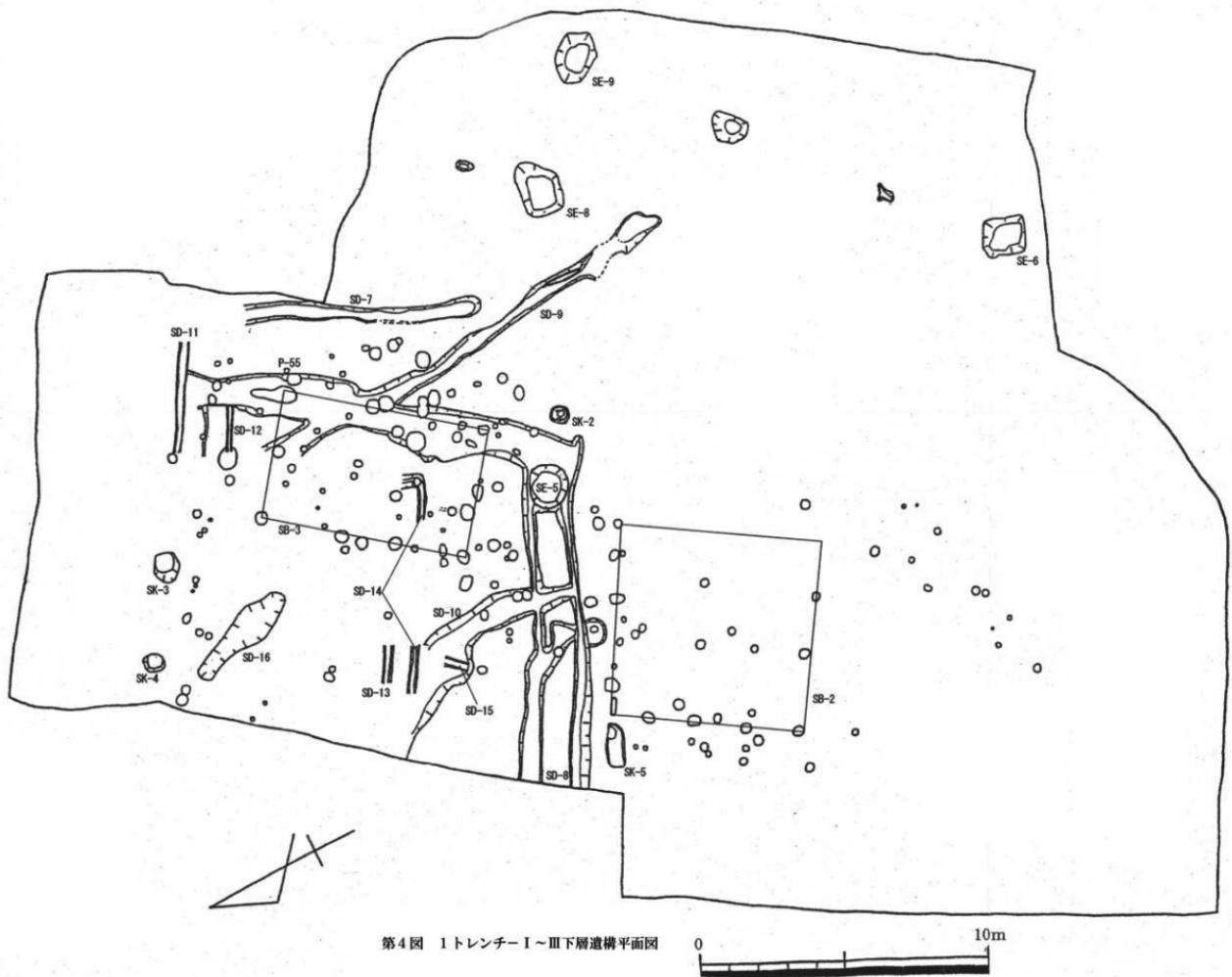


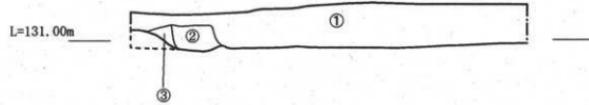
第2図 調査トレンチ配置図



第3図 1トレンチI～III上層遺構平面図

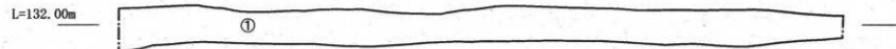
0 10m





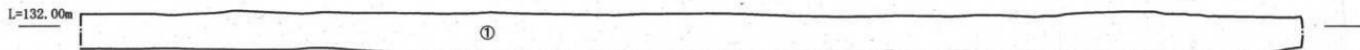
- ①暗青灰褐色粘質土小礫まじり（耕土）
 ②青灰色粘質土（暗渠？）
 ③淡青灰色粘質土

第5図 1-III トレンチ南北土層断面図 (S=1/50)



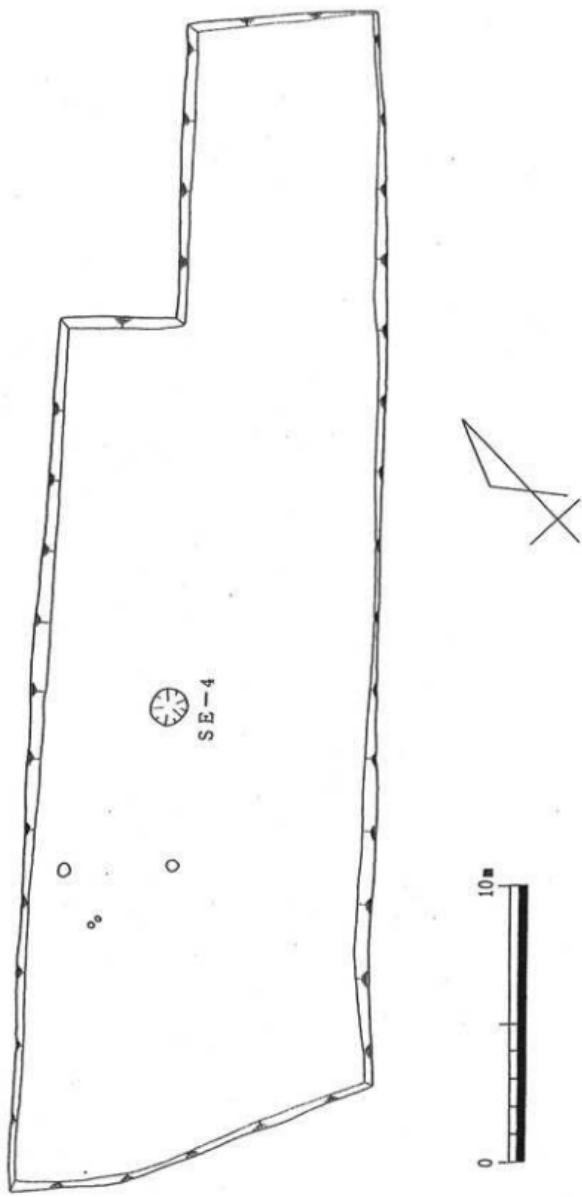
- ①暗青灰褐色粘質土小礫まじり（耕土）

第6図 1-III トレンチ東西土層断面図 (S=1/50)

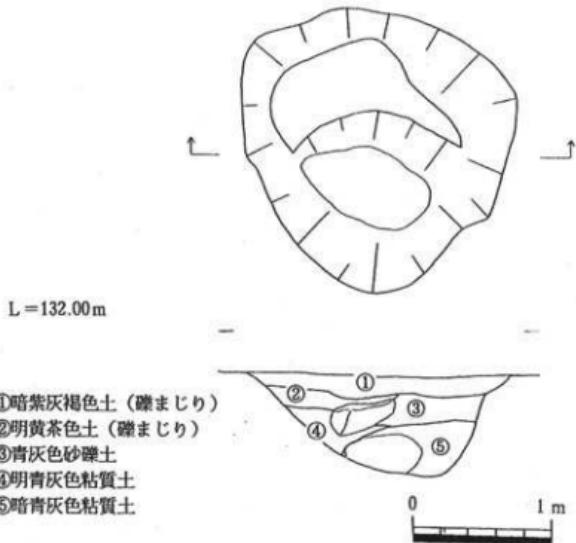


- ①暗青灰褐色粘質土小礫まじり（耕土）

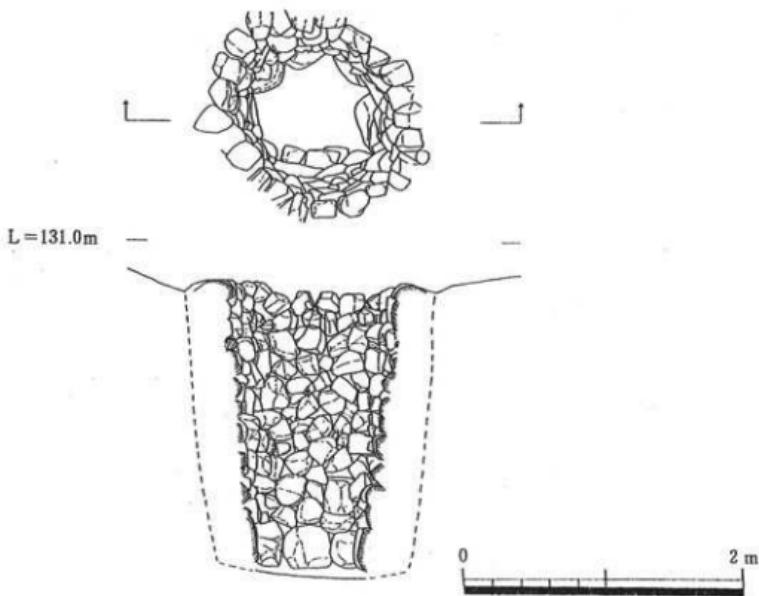
第7図 1-II トレンチ南北土層断面図 (部分図) (S=1/50)



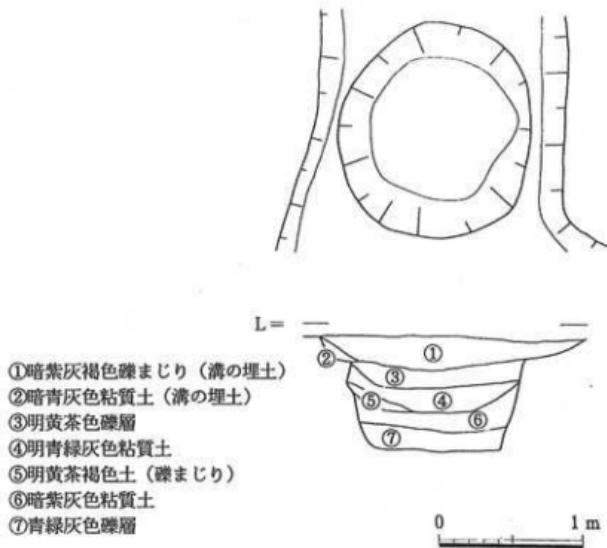
第8図 1-IV トレンチ遺構平面図



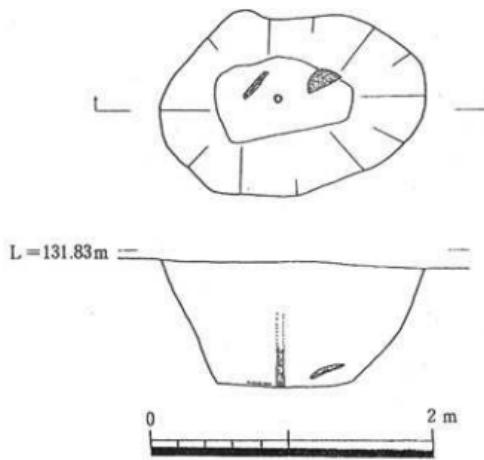
第9図 SE-1 遺構平面・断面図



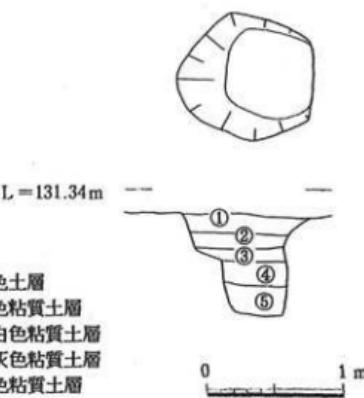
第10図 SE-2 遺構平面・断面図



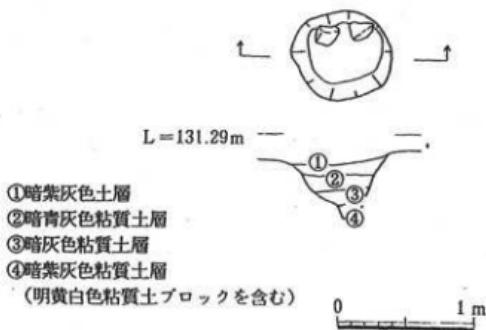
第11図 SE-5 遺構平面・断面図



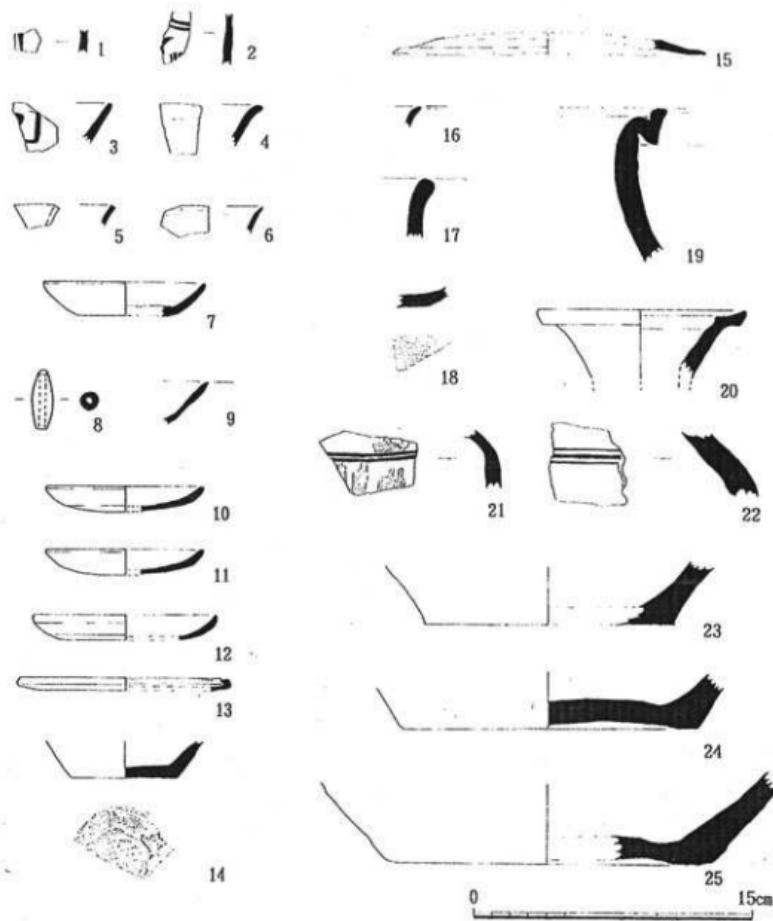
第12図 SE-9 遺構平面・断面図



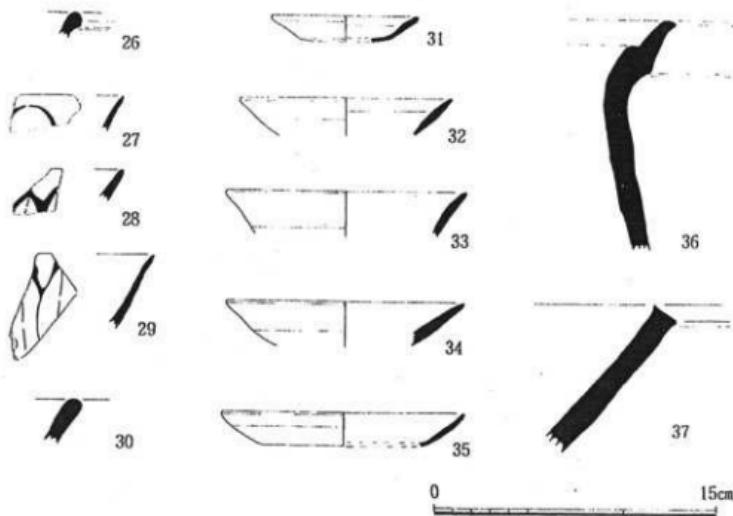
第13図 SK-3 遺構平面・断面図



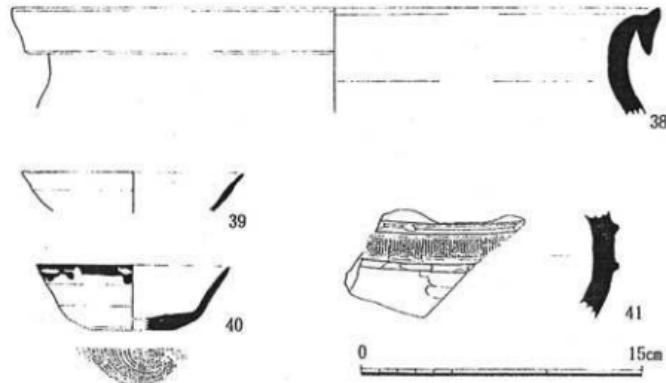
第14図 SK-4 遺構平面・断面図



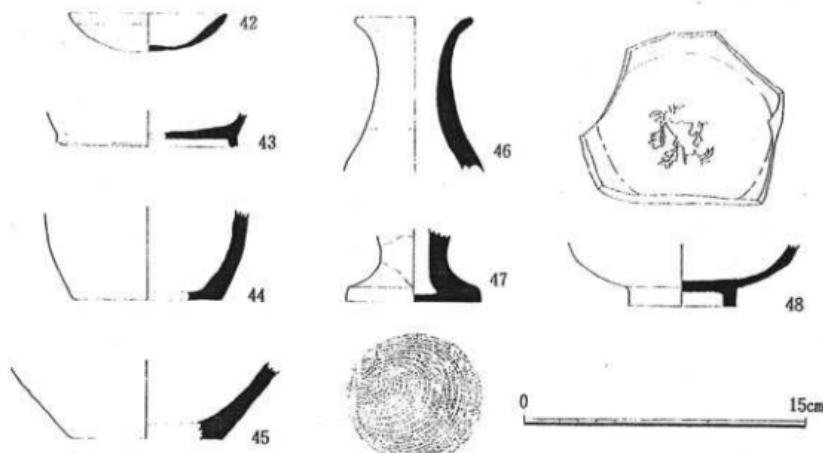
第15図 表土中出土遺物



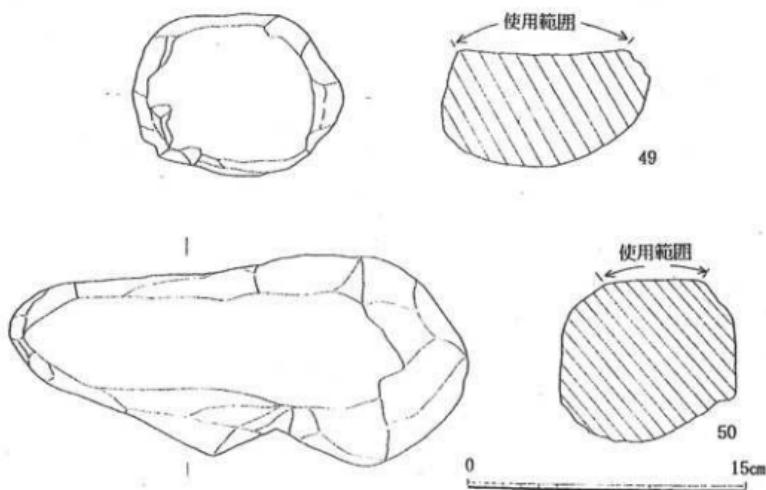
第16図 表土直下の整地土出土遺物



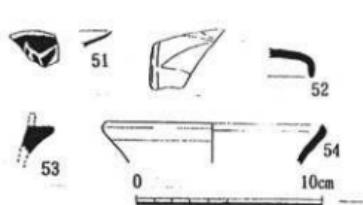
第17図 SE-1 出土遺物



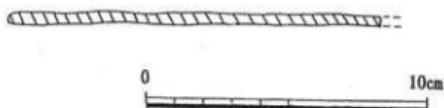
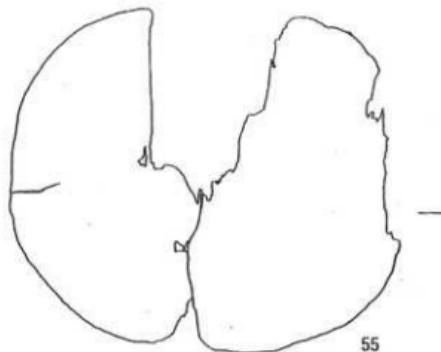
第18図 SE-2 出土遺物 (1)



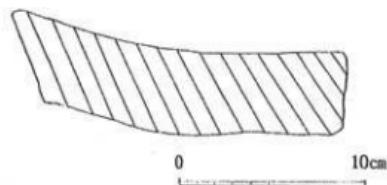
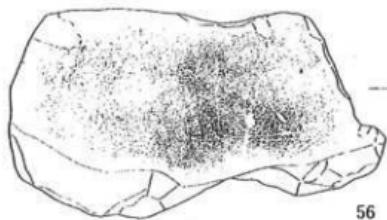
第19図 SE-2 出土遺物 (2)



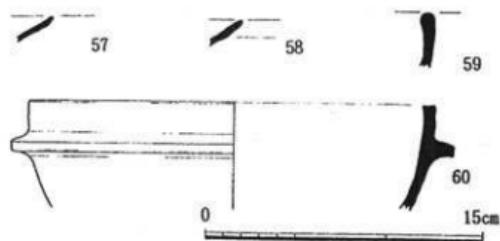
第20図 SE-3 出土遺物 (1)



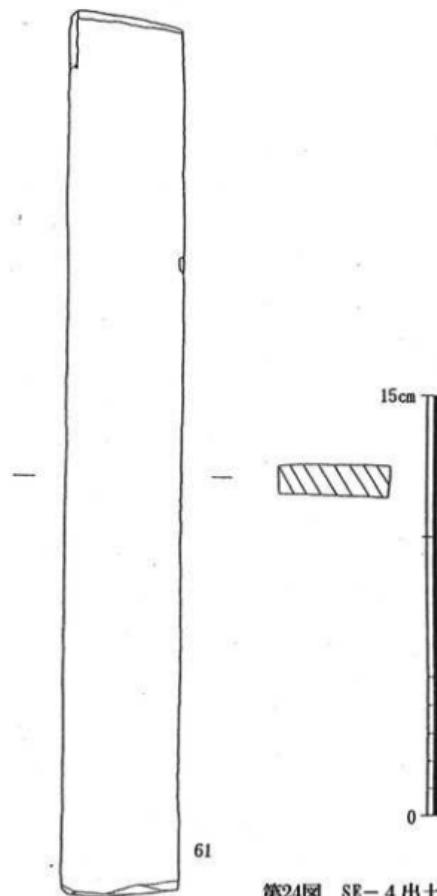
第21図 SE-3 出土遺物 (1)



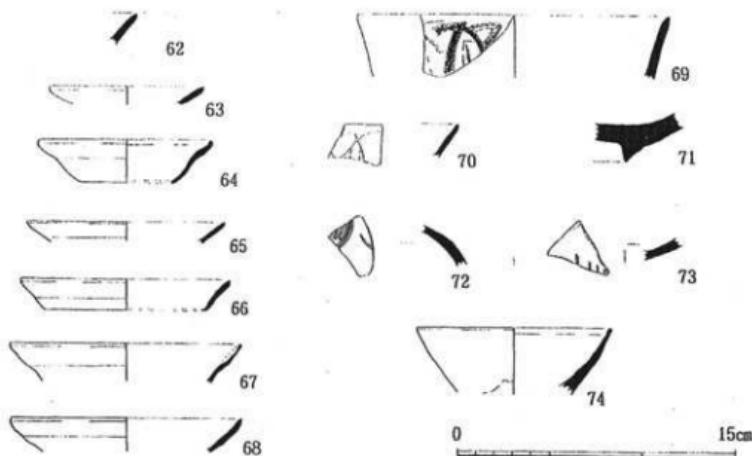
第22図 SE-3 出土遺物 (3)



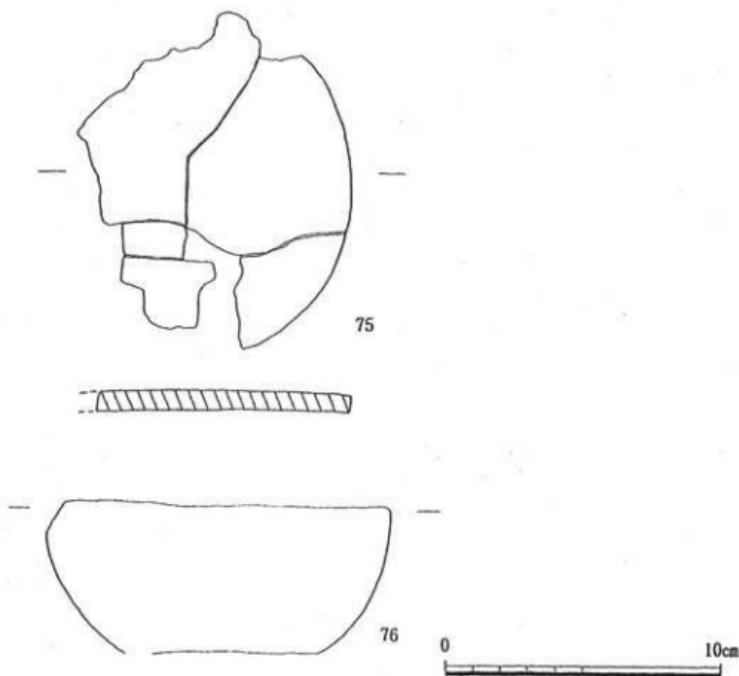
第23図 SE-4 出土遺物（1）



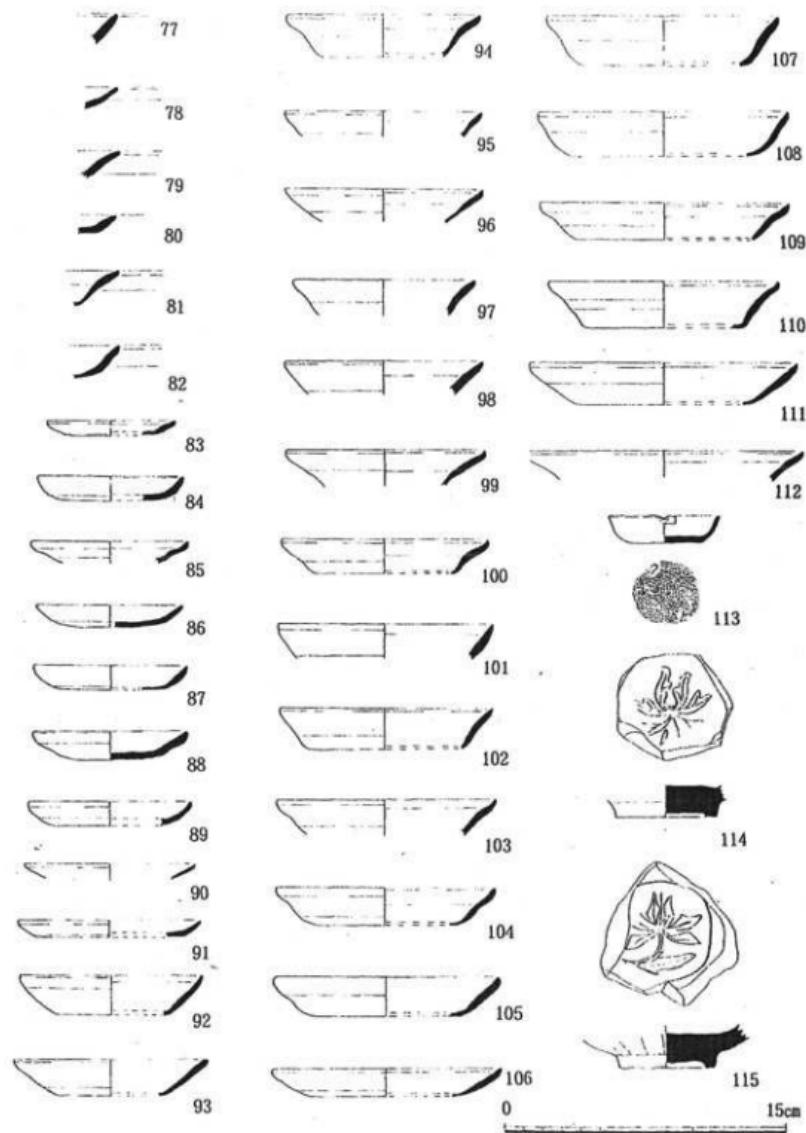
第24図 SE-4 出土遺物（2）



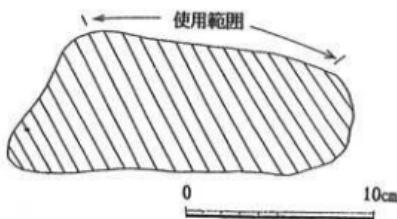
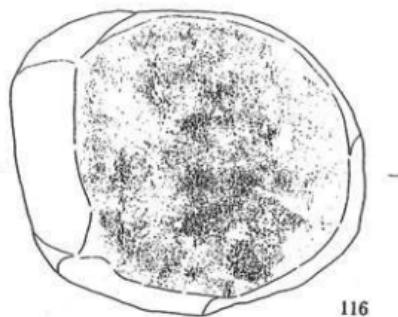
第25図 SE-5出土遺物(1)



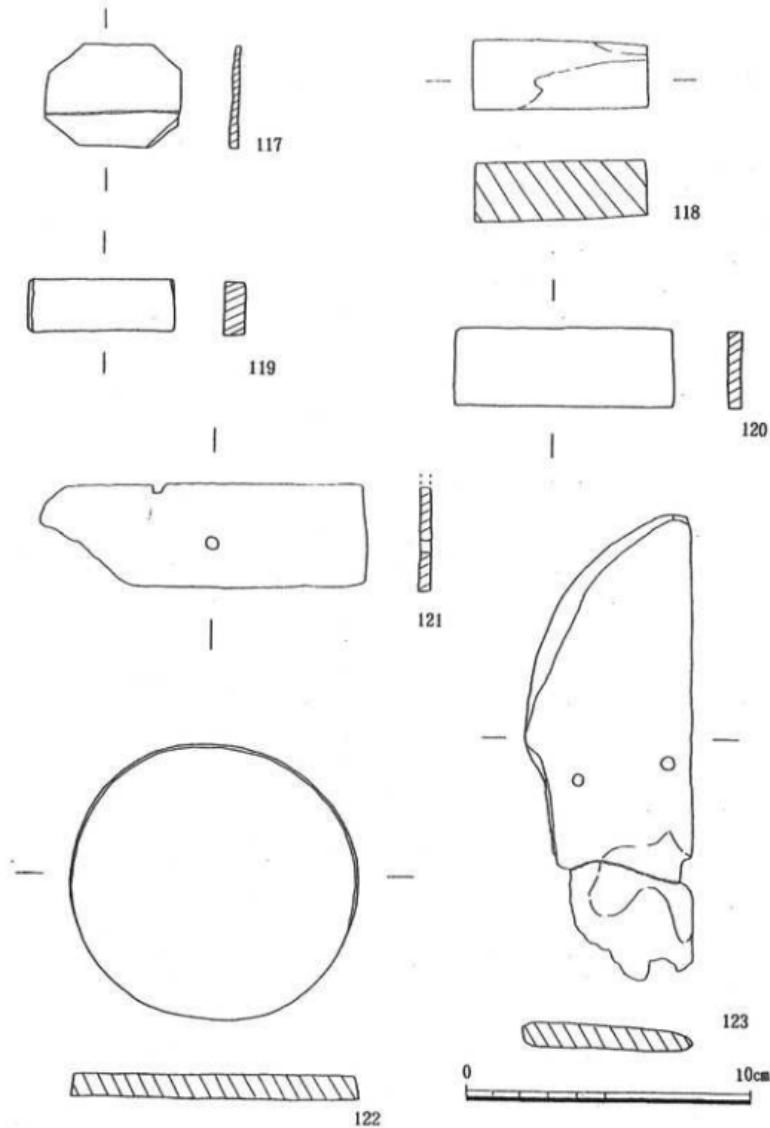
第26図 SE-5出土遺物(2)



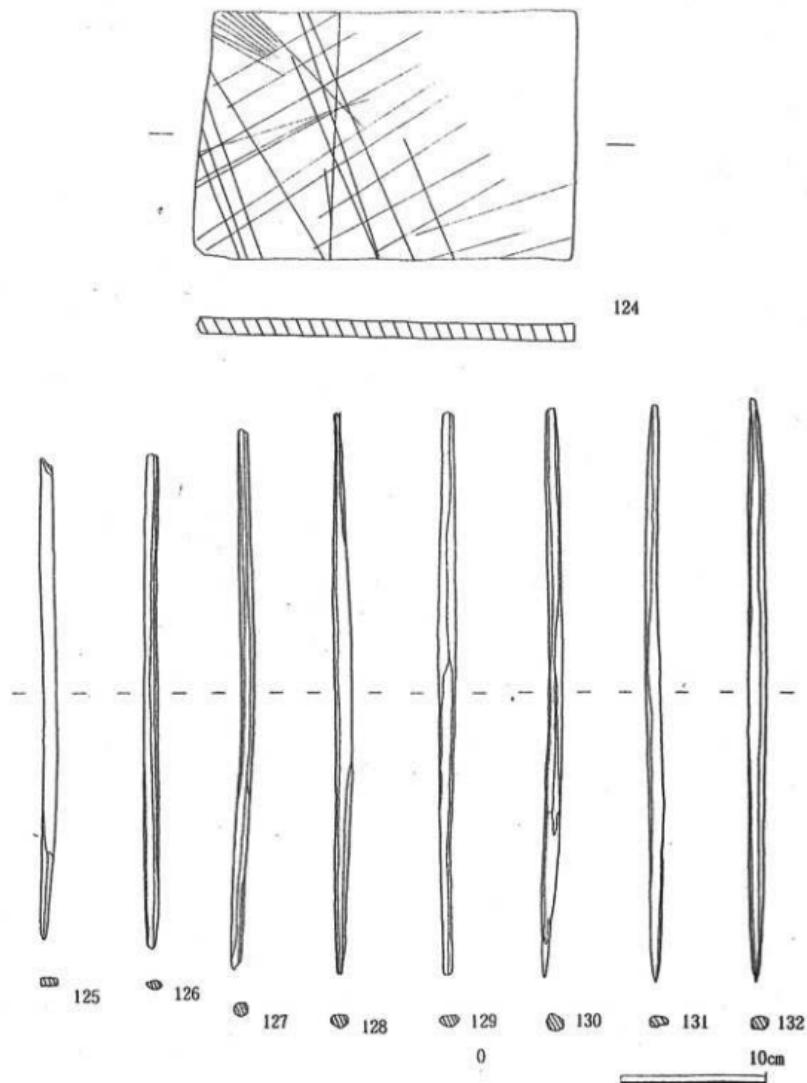
第27図 SE-6出土遺物（1）



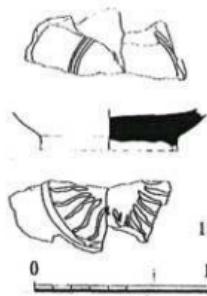
第28図 SE-6 出土遺物（2）



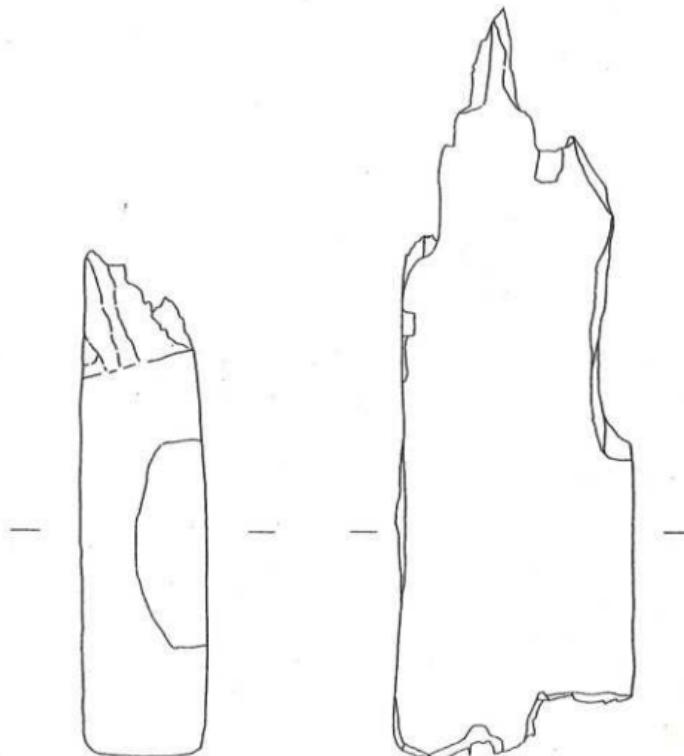
第29図 SE-6 出土遺物（3）



第30図 SE-6 出土遺物 (4)

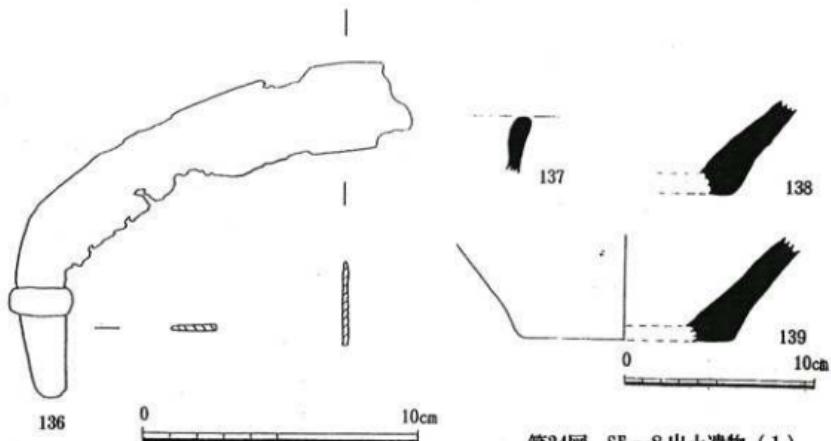


第31図 SE-7 出土遺物 (1)



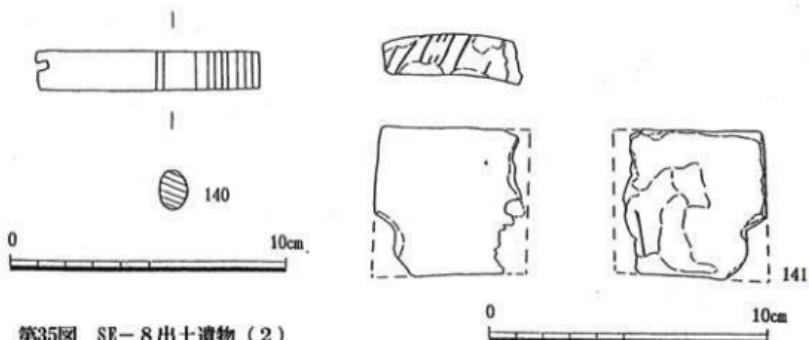
第32図 SE-7 出土遺物 (2)





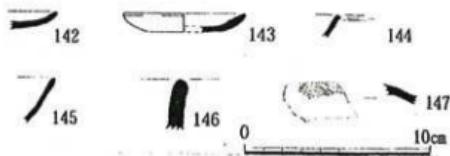
第34図 SE-8 出土遺物（1）

第33図 SE-7 出土遺物（3）

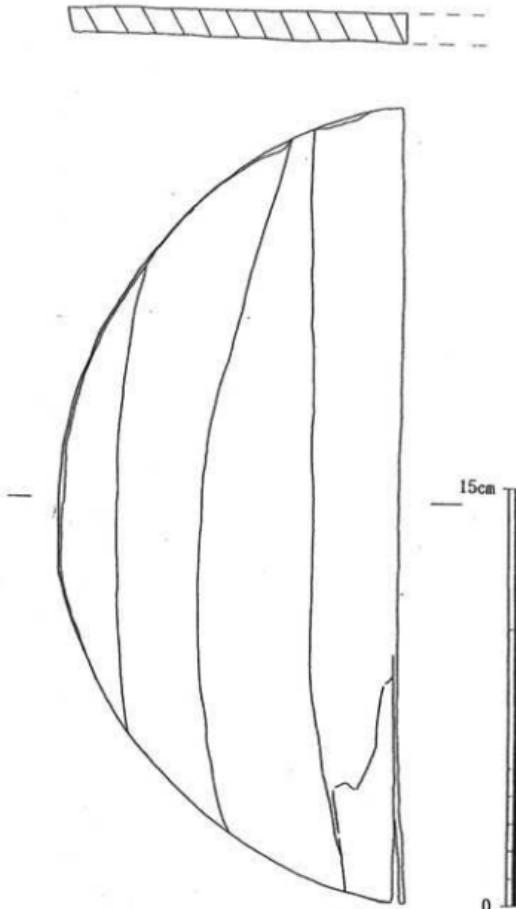


第35図 SE-8 出土遺物（2）

第36図 SE-8 出土遺物（3）

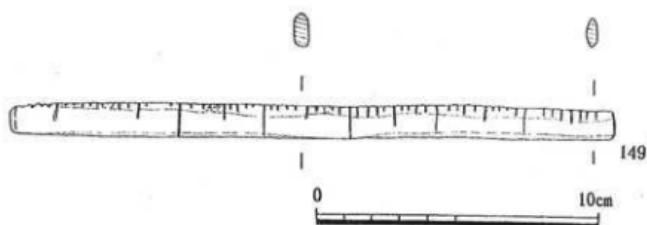


第37図 SE-9 出土遺物（1）

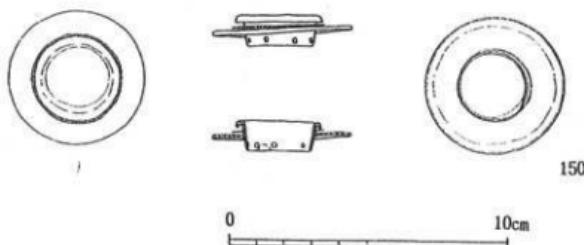


148

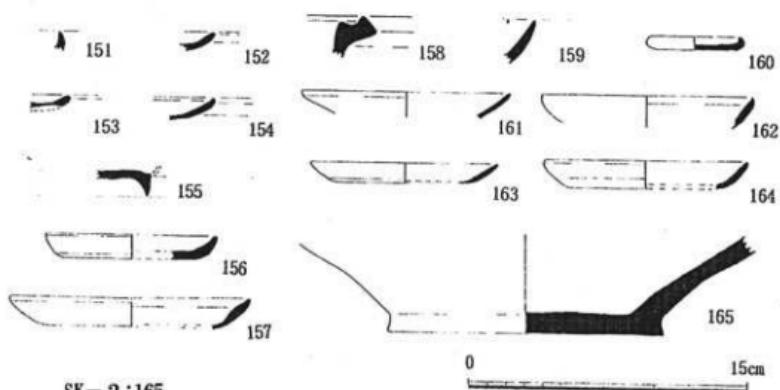
第38図 SE-9 出土遺物（2）



第39図 SE-9出土遺物（3）

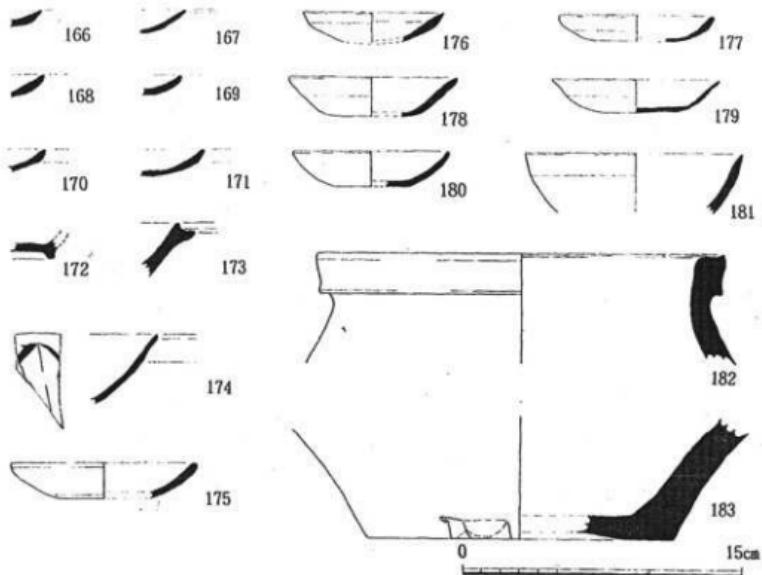


第40図 SE-9出土遺物（4）

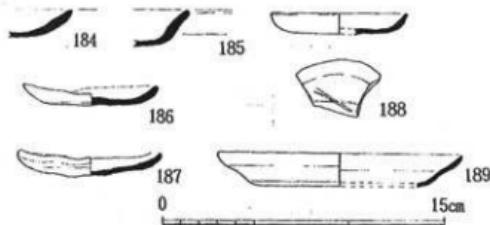


SK-2:165
 SK-3:159~164
 SK-4:151~157
 SK-5:158

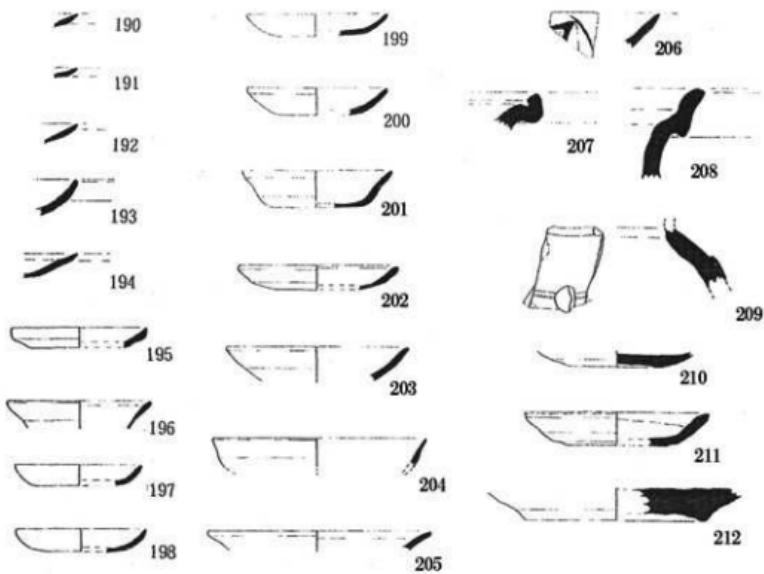
第41図 土壌出土遺物



第42図 柱穴出土遺物



第43図 P-55出土遺物



SD 7 : 194・197～200・202・205・209・211

SD 8 : 193・203・207・208・210・212

SD 10 : 204

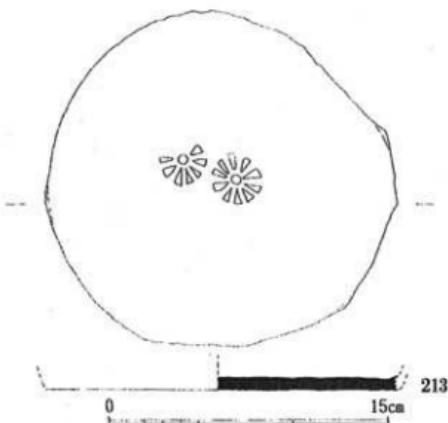
SD 11 : 195・201

SD 13 : 190 : 191・196・206

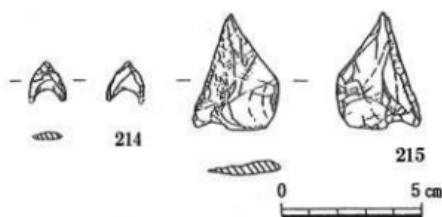
SD 14 : 192

0 10cm

第44図 溝出土遺物



第45図 遺構面直上出土遺物（1）



第46図 遺構面直上出土遺物（2）



第47図 地検取調総絵図（明治6年）



第48図 調査地周辺字界図（昭和34年作成）

中世箕浦庄の在地領主と交通

太田 浩司

1はじめに—箕浦庄の庄域と伝領

近江国坂田郡の南西部に存在した箕浦庄は、中世に番場を本拠とする土肥氏や、現在の近江町大字箕浦を本拠とする今井氏に代表される、多くの国人・土豪が割拠した。特に、戦国期については、比較的にこの地域の史料が多いため、先学の論稿も見られ、また私も『嶋記録』⁽¹⁾や今井氏について触れた論稿を発表したことがある。⁽²⁾

本稿はこの度、発掘調査された殿屋敷遺跡が、箕浦庄の地頭・土肥氏関係の遺構であると考えられるため、中世の同庄における領主について、特にその在地支配のあり方に焦点をすべく考えてみた。その際、箕浦庄内を古代の東山道、中世の東海道、さらには近世の中仙道が通過していたことを念頭におき、庄内の交通路の変遷と領主の盛衰が、いかなる関係にあるかについて、考察の重点をおいた。

さて、箕浦庄の庄域であるが、中世の資料でこれを明確に示すものは残念ながら存在しない。江戸時代の地誌である『近江輿地志略』によれば、次の諸村が箕浦庄に所属していたといふ。⁽³⁾

番場・久礼・門根・樽水・西坂・蓮華寺（以上、南箕浦村→息郷村）

樋口・牛打・枝折・醒井・上丹生・下丹生（以上、醒井村）

寺倉・能登懶・多和田・日光寺・新庄・箕浦・岩脇・西円寺（以上、息長村）

武奈・妙幸（以上、鳥居本村）

米原（以上、入江村）

飯（以上、法性寺村）

カッコ内は、明治 22 年（1889）施行の町村制にもとづく所属村名を記したが、息郷村・醒井村・入江村が現在の米原町、息長村と法性寺村が近江町、それに鳥居本村が彦根市の一

となっている。この庄域記載がどの程度正確かは、現在確かめる術をもたないが、息郷村・醒井村・息長村3ヶ村の区域については、ほかの庄園と重なる可能性も少なく、箕浦庄であったことはまず間違いない。⁽⁴⁾

特に興味深いのは、息郷村が明治22年4月から23年4月まで、南箕浦村と称していたことである。これは、中世箕浦庄の一部であったことが、この当時まで伝承で生きており、村名として命名されたものであろう。さらに、現在近江八幡市赤尾町にある覚永寺の弘安4年（1281）の梵鐘は、本来番場正福寺の鐘であったことがわかつているが、その銘には「近江国坂田郡箕浦御庄馬場正福寺鐘也」と記されている。⁽⁵⁾ここで確認しておきたいのは、土肥氏の本拠とした番場は、中世箕浦庄に所属したことである。箕浦というと、現在大字箕浦がある旧息長村付近を想定することが多いが、この大字名は中世後期の箕浦庄の中心・八日市場が所在したことから命名されたものであり、本来の「箕浦」は庄園名で、広域な範囲を指す地名であったことを忘れてはならない。なお、八日市場については後述する。

ここで箕浦庄の伝領について、略述しておこう。⁽⁶⁾従来の研究によれば、本庄は皇室領と妙法院門跡領が確認できる。前者については、すでに『明月記』の建保元年（1213）12月6日の条により、後鳥羽上皇が預所職の任免を行っていたことがわかり、さらに嘉元4年（1306）の昭慶門院領目録案（竹内文平氏旧藏文書）によれば、当庄に「後鳥羽院御影堂領」の注記がある。一方、妙法院門跡領としては『民経記』の寛喜3年（1231）9月の条で、妙法院門跡綫小路宮尊性が当庄の伊勢奉幣駅家免除を申請し、その許可を得ている。この他にも、二者の所領であった微証は散見する。

『改訂近江国坂田郡志』では、箕浦庄に青蓮院門跡領が存在することを指摘し、それと後鳥羽院御影堂領の関係について、「後鳥羽院御影堂領と山門領と在りしが、前者は北部即ち今日の息長村方面、後者は南部即ち息郷村方面に在りしには非ざりしや」としている。⁽⁷⁾しかし、後鳥羽院御影堂領と山門の両門跡領の関係は、本家・領家の重層関係とみなした方がよいであろう。一方、『摂津勝尾寺文書』には、暦仁元年（1238）を初見として、「延命院領箕浦山方庄」が確認できることが指摘されているが、『井戸村文書』の応永8年（1401）11月10日付尼女童地壳券⁽⁸⁾での四至表示の後に「公方 山方」とあるのは、山方庄分の年貢上納地を指すのではなかろうか。この壳券の壳地は、後述する箕浦庄のひとつの中・八日市場であるが、ほかの八日市場の壳券にこの記載がないことからして、箕浦山方庄は地域的なまとまり

を示すものではなく、箕浦庄内に散在していたと考えるべきであろう。

(注)

- (1) 小和田哲男『近江浅井氏』(新人物往来社 1973 年)。なお本庄内に居住した井戸村氏については、太閤検地との関係で豊富な研究史をもつ。それらについても、とりあえずは前掲著書を参照。
- (2) 抽稿「江北における土豪「一揆結合」の展開—『鳴記録』所収文書の史料批判をめぐつて—」(『市立長浜城歴史博物館年報』1 1987 年)。なお、土肥氏については、「近江の土肥氏について」(『息長里郷土資料館研究紀要』1 1989 年)という小稿を記したことがある。
- (3) 村名の漢字は、原本通りには表記せず、通常使われているものに改めた。
- (4) 逆に、旧法性寺村の飯村については、朝妻庄域である可能性が高く、『近江輿地志略』の記載は全面的には信用できない。
- (5) 『改訂近江国坂田郡志』5
- (6) 以下、現在の近江町大字箕浦をさす場合は、「大字箕浦」と表記する。
- (7) 以下、伝頬関係については、日本歴史地名体系 25『滋賀の地名』(平凡社 1991 年)に負うところが大きい。
- (8) 『改訂近江国坂田郡志』2
- (9) 『井戸村文書』は、『改訂近江国坂田郡志』7 に翻刻がある。

2 庄内の交通

箕浦庄内の交通を考える際、もっとも重要な道は東山道である。この古代に整備された官道は、中世に至っても都と東国を結ぶ道として使われた。綿密な現地調査に基づき東山道の復元を行なった黒坂周平氏は、江戸時代の中仙道と東山道の関係について次の様に述べている。⁽¹⁾

江戸時代の近江国中仙道は北は彦根市から南は草津市まで、途中進行方向の角度変更や曲折は數ヶ所あるが、全体的に直接的進行形態をもつて終始している。これはおそらく、古代からあった東山道をほぼ重複して利用したところから現れたもので、近江国の東山道の最も特徴的なところといえる。

江戸期の中仙道は、上野・信濃・美濃においては、推定東山道筋と重なるところもあるが、いずれも一部だけである。とくに信濃などはほとんど別の道筋を通っている。「近江東山道」の場合、この二道が全体的にほぼ同一経路をとっていると推定される点に他国と異なる特色がある。これがいわば「近江東山道」の基本的性格であろう。

さらに、彦根市から先の箕浦庄域についても、米原にて天野川を遡るルートの可能性を指摘しつつも、摺針峠から番場・醒ヶ井に抜ける中仙道に沿う形で、東山道が存在したと結論している。つまり、箕浦庄はその立庄以前から、すでに庄内を東山道が通り重要な地点であったわけである。

さらに、中世においても当庄が、美濃・尾張から東国に向かう東海道の重要なポイントにあったことは、表1を見れば一目瞭然である。⁽²⁾ この表は、中世の日記や紀行文の中から、畿内と美濃・東国への往復において、箕浦庄内を通った形跡のある記事を拾い上げたものである。通過地点は、箕浦庄内およびそれに最も近い地点を上げ、前後の地名から箕浦庄内を通過したと推定される場合も含めている。この表で、通過地点を検討すると、時代により次のような特徴があることに気がつく。

- ①鎌倉時代前期以前 「箕浦」を通過地点としている。
- ②鎌倉時代後期以後 摺針峠・番場を通過地点としている。
- ③戦国時代 航路と朝妻湊が多く使用されている。

この内、③の朝妻湊は箕浦庄の西方の湖岸にあった良港である。この時代、大津・坂本付近から船に乗り、朝妻に着岸、以後は陸路を大字箕浦・新庄・能登瀬を経て、樋口で中世東

表1 箕浦庄内の交通

No	年月日	通過人物	直前地名	通過地点	直後地名	出典
1	保元元(1156)	源為義	三井寺	箕浦		保元物語
2	建久元(1190)11.	源頼朝	柏原		野路	吾妻鏡
3	建久元(1190)12.15	源頼朝	小脇	箕浦	青波賀	吾妻鏡
4	暦仁元(1238)10.14	藤原頼経	小脇	箕浦	垂井	吾妻鏡
5	仁治3(1242)8.	源親行	おいその社		さめが井	東関紀行
6	寛元4(1246)7.25	源頼経	垂井	馬場	鏡	吾妻鏡
7	建長4(1252)2.	宗尊親王	鏡宿	箕浦		増鏡
8	弘長2(1262)	西大寺教尊	小野		佐女井	関東往還記
9	弘安2(1279)	阿仏尼	小野		麗が井	十六夜日記
10	弘安3(1280)11.15	飛鳥井雅有	いぬかみ	すりはり山 ばんばの宿	さめが井	春のみやまち
11	元弘3(1333)5.	北条仲時軍	小野	番場ノ峠 番場		太平記
12	建武2(1335)		小野	馬場	佐目加井	実暁記
13	文和2(1353)7.	二条良基	小野		さめがる	小島のくちずさみ
14	応永25(1418)3.	正徳	小野	すり針 番場	さめが井	なくさめ草
15	永享4(1432)9.	堯孝	小野	すりはり峠	不破の関	覧富士記
16	文明5(1473)5.5	一条兼良	はつかか	朝妻(船)	さめが井	ふち河の記
17	文明5(1473)5.21	一条兼良	たる井	番場 すりはり峠	小野	ふち河の記
18	文明11(1479)7.	興福寺使者	小野	番場	柏原	大乘院寺社雜事記
19	長享2(1488)12.30	濃州年貢		朝妻(船)		実隆公記
20	天文2(1533)10.	仁和寺尊海	しま	つくま 朝妻(船)	醒井	あつまの道の記
21	天文2(1533)8.22	山科言繼	垂井	朝妻(船)	坂本	言繼御記

表2-1 井戸村文書中の八日市場売券

No	年号	土地	場所	売主	買主	郡志番
1	応永8(1401)11.10	畠1段	字八日市場出口下	尼女	—	4
2	応永17(1408)3.18	居屋敷2段	八日市	いは協定明	惣阿	5
3	永享12(1440)11.4	畠8段	八日市場光雲寺西畠 コウタイイ等西畠	惣持庵善信	井戸村備後	13
4	文安4(1447)閏2.5	田地2段	八日市場福山殿屋敷前	堀部河上妙性	井戸村備後	14
5	文安4(1447)3.5	屋敷108歩	八日市庭ノ南屋敷	堀部河上妙性	ヌ牛掛	15
6	享禄2(1453)11	畠2段	八日市場光雲寺西	三郎二郎	井戸村備後	20
7	文明13(1481)5.3	田地1段	八日市庭西出口	下坂浜仏心寺祖印	井戸村備後	29

〔脚〕郡志…『改定近江国坂田郡志』7の文書番号

〔脚〕ヌキ…該当部分が空白になっていることを示す

表2-2 八日市場売券の四至

No	東	南	西	北
1	堀殿地	今井殿地	福山殿地	今井西殿地
2	(地類)	平四郎屋敷	岩脇北殿地	沢
3	—	—	—	—
4	福山殿地	今井殿地	岩脇殿地	沢
5	[]	今井殿地	[]地次ハ大道	市[]
6	監物殿作地	井戸村殿下地	所之地	溝
7	橋田	堀河内方地	今井西方作ノ地	今井西方作ノ地

海道と合流するルートが盛んに使われていた。この箕浦庄北部を横断する陸路は、後に朝妻街道と呼ばれる。②は、古代の東山道や近世の中山道と同じ道が、中世においても東海道として、にぎわっていたことを示す。②から③への変化は、史料残存の偶然性もあるだろうが、やはり湖上交通の発展により、航路が積極的に利用されるようになったことを示している。

この点、『新修 大津市史』は、「坂本や大津からの舟運も、初めは志那浜や矢橋・山田といった対岸地への渡船的性格が強かったのに対して、のち（室町中期以降——太田註）には北の、島・朝妻といった遠方への沿岸航路が飛躍的に発展していったことも見逃してはなるまい」と述べている。⁽³⁾ また、『改訂近江国坂田郡志』も、朝妻湊と坂本の交通がより頻繁になるのは、応仁・文明の頃としている。⁽⁴⁾ それ以前も、朝妻湊は古代の史料にも登場し、多くの和歌に詠み込まれておらず、港として成立していたことは間違いないが、この時期に交通量がより増大したであろうことを、表1の状況は示している。⁽⁵⁾

では、①の「箕浦」は、どのように解釈したらよいであろうか。先学の研究では、これも現在の近江町大字箕浦と断定してきた。⁽⁶⁾ しかし、『吾妻鏡』の記事をみると、いずれも野路・小脇・鏡など湖南の宿と、醒ヶ井・柏原・垂井など美濃方面へむける宿との間で、箕浦を通過している。この経路の往反については、古代東山道一つまり番場を通過するのが一番近道であり、何故遠回りになる大字箕浦をわざわざ通過するのか疑問がもたれる。結論から言えば、この①の「箕浦」とは、現在の番場のことを指すと考えられる。それは、中世前期において、この番場が箕浦庄の中心であったからである。

では、現在の近江町大字箕浦は中世どのように呼ばれていたか。大字箕浦の地は戦国時代、湖北の戦国大名浅井氏やこの地の有力領主今井氏に従つた、井戸村氏が本拠をおいた場所である。井戸村氏は、約60点にのぼる中世文書=『井戸村文書』を残しており、中世後期の当地域の状況を知り得る格好の史料となっている。同文書の売券中、表2の通り7通に「八日市場」なる地名が登場する。この「八日市場」については、小和田哲男氏により次の指摘がある。⁽⁷⁾

箕浦庄の八日市場とはどこにあったのであろうか。今日、大字名にしても小字名にしても八日市場という地名はない。しかし、(1) 現在、近江町箕浦に東西約20メートル、南北約15メートルの広場があり、(2) その広場は私有地ではなく、昔から箕浦の共有地で、(3) 広場を古くは市場とも称していたことがあった事実を聞き取り調査によって

箕浦庄村付近図

※ 実線は近世の中仙道



確認し得た。広場は三叉路になっており地理的にも箕浦の中心で、その小字名を立町といつているのも、そこが多少なりとも町的な集落のあったことを予想させる。

この広場は、三叉路の南東にあり、現在駐車場に利用されている。片隅には、最近たてられた「箕浦市場跡」の石柱も見える。小和田氏は、八日市場の範囲について厳密には述べていながら、この広場のみに限定して考えるべきではないだろう。表2の売券の土地所在地やその四至をみても、地名のばらつきがうかがえ、とうてい 20×15 メートルの広場内ではおさまらない。現在の大字箕浦全体を、八日市場と称していたと考えるのが最も妥当であろう。

大字箕浦の永福寺に残る応永 33 年 (1426) 12 月 8 日の惠福寺屋敷建立証文によると、「箕浦庄之内之市場西浦」に同寺を建立するので、末代退転なきよう「市場西屋敷ノ法淨」が申し送っている。「市場西浦」・「市場西屋敷」が「八日市場の西方」の意に解せるとしたら、やはり現在の大字箕浦全体を八日市場と言っていた証となる。この惠福寺の後身に当る永福寺は、大字箕浦のまさしく西方にあるからである。⁽⁸⁾

このように八日市場は、中世の応永年間頃から発達した市場で、新しい箕浦庄の中心になった所と考えられる。これは、先に説いたように湖上交通による朝妻湊の繁栄を背景とするもので、さらに北国街道との分岐点でもあったことも、人と物を集中させることになった。朝妻方面からの道は、大字箕浦の南から集落に入り、三叉路で右におれ東海道（近世の中山道）に向かった。この三叉路を直進すれば、顔戸・加田・宮川・国友をぬけ、近世の北国脇往還の伊部宿へ出ることになる。戦国期には、この道は浅井氏の小谷城の城下町伊部・郡上に到達する道でもあった。

現在の大字箕浦を「箕浦」と称するようになるのは、おそらく戦国期の末、織豊期からであろう。大字箕浦が、史料上はつきり「箕浦」と現れるのは、天正 19 年 (1591) に石田三成へ預けられた秀吉の蔵入地目録に、「長岡内箕浦村」とみてからである。したがって、何回も繰り返すが、表2の①に相当する「箕浦」は、現在の大字箕浦をさすものではない。道順からいっても、それは現在の番場であり、この時代にはおそらく八日市場は、町場として成長を遂げていなかった。

ここで、もう一度整理し直せば、中世を通して箕浦庄の中心は、前期の番場から後期の八日市場——大字箕浦に移った。番場の繁栄を担つて、そこに在地領主制を展開したのが土肥

氏であり、八日市場の繁栄を担って、領主として自立したのが今井氏である。そして前者は、後者の台頭を横目でみながら、その勢力を失っていく。次に、その土居氏の動向を追ってみよう。

(註)

- (1) 黒坂周平『東山道の実証的研究』(吉川弘文館 1992年)
- (2) 児玉幸多編『日本交通史』(吉川弘文館 1992年)でも、新城常三氏の研究をうけて、この番場経由の道（美濃路）が鈴鹿越（伊勢路）と共に、中世の東海道であることを指摘している。
- (3) 『新修 大津市史』2
- (4) 『改訂近江国坂田郡志』3上「琵琶湖志」
- (5) 古代において朝妻渙が物質の輸送に使われていたことは、天暦4年（950）の東大寺封戸庄園井寺用帳（東南院文書）に、美濃国の封戸からの調絹米等の「朝妻定」の船貨が記されているなどによってわかっている（前掲『滋賀県の地名』参照）。また、朝妻を詠み込んだ歌については、『改訂近江国坂田郡志』3下の「詞藻志」参照。
- (6) 『改訂近江国坂田郡志』・『近江町史』など。さらに児玉幸多編『日本交通史』でも、「近江の箕浦宿は建久元年の源頼朝鎌倉下向の際宿泊したところであるが、これは古代の東海道の路線に当たり、後には懸林峠から番場宿を経由する方が本道となつた。」と述べ、箕浦宿=大字箕浦の考え方を踏襲している。
- (7) 小和田前掲書
- (8) 『改訂近江国坂田郡志』6

3 箕浦庄地頭土肥氏

箕浦庄に住したと考えられる領主としては、治承の内乱で兵を挙げた近江源氏・山本義経の子義浦冠者義明がいる。⁽¹⁾しかし、庄内のどこに本拠をおいたかなど、具体的な在地との関係はほとんどわかつていない。この義明の流れをくむという箕浦氏は、南北朝時代に佐々木道誉の命により柏原に移ったといわれるが、当庄との関係はそれ以上わからない。

一方、八坂神社文書の寛喜3年(1231)8月21日の鎌倉將軍家安堵下文案によれば、丹治信員に対して武藏国賀美郡安保郷内別所村・播磨國須富庄と共に、近江国箕浦庄内村吉所地頭職が安堵されている。これは、「亡父実員の例に任せて」とあるから、父からの相伝所領であった。⁽²⁾しかし、丹治氏は武藏國の安保郷を本貫とする武士であり、この補任によって箕浦庄に移住し、在地での支配を行ったとは、とうてい考えられない。

箕浦庄における、在地領主制の本格的展開は、関東からの土肥氏の入部を待たなくてはならない。実のところ、近江番場の土肥については、系図すら伝わっていない。だから、源頼朝の側近で、相模国足柄郡土肥郷を本拠とする土肥実平の子孫であるとは推定できても、それを証明するものは、姓のほか何もない。さらに、いつ、どの段階で土肥の嫡流から別れ、近江に土着したのかもわからない。

近江土肥氏が初めて史料上に登場するのは、表3にみるようく番場蓮華寺に残る弘安7年(1284)の鉢鐘銘である。「奉鍛江州馬場宿蓮華寺突鐘事」で始まるこの銘文の最後に、「大檀那沙弥道日」とある。⁽³⁾この道日こそ、箕浦庄に地頭として入部した土肥元頼の法号といわれる。これが正しいことは、『吉田本追加』に次のような記事があることで確かめられる。⁽⁴⁾

一近江国箕浦庄加納、本庄東方と堺の事

土肥六郎入道行蓮、舍兄三郎入道々日と、六波羅に於いて御沙汰を経られ、御注進以後八ヶ年を経る、永仁六年七月十六日重ねて御注進の他、肝心の証文を求め出し、御引付に於いて子細を申すに依り、奉行人彈定忠に付けられ畢、依って御沙汰之在り、

ここでは、箕浦庄の加納分を押える土肥六郎行蓮と、本庄（東方）を押える土肥三郎道日の間で堺相論が起こり、すでに8年が経過していること。永仁6年(1298)に至って重訴が

表3 土肥氏関係年表

年月日	土肥氏人名	事項
弘安7(1284) 10.17	道 日	道日(土肥元頼)、番場蓮華寺に銅鐘を奉納する。 (『番場蓮華寺銅鐘銘』)
永仁6(1298) 7.16	土肥六郎入道 行蓮・舎兄三郎入道道日	行蓮、兄道日(土肥元頼)と箕浦莊加納・本庄東方の堺について、8年にわたり相論するが、再び六波羅へ訴える。 (『吉田本追加』)
正平3(1353) 5.23	土肥佐渡入道	後村上天皇、「近江国箕浦庄地頭職 除土肥佐渡入道跡」を、出雲・雲樹寺へ寄進する。 (『雲樹寺文書』)
永享7(1434) 7.	土 肥 殿	土肥殿、長浜八幡宮で勘進猿楽を観覧する。 (『長浜八幡宮文書』)
文明17(1485) 12.12	土肥兵部少輔	京都建仁寺押居庵領「箕浦庄内馬場西方」を、土肥兵部少輔が押領したと揮居庵住持が訴える。 (『蔭涼軒日録』)
延徳2(1490) 閏.16	土肥庶子分	松田長秀が、自領「江州北部箕浦庄内土肥庶子分跡」を、京極政経によって横領された旨、幕府に訴える。 (『伺事記録』)
年不明 6.5	土 肥 美 濃	土肥美濃、京極氏の弓削正武退治に出陣を要請される。 (『八木文書』)
永正7(1510) 2.23	土肥美濃入道	土肥美濃入道、將軍義尹より、足利義澄のこもる岡山城の攻撃を命ぜられる。 (『昔御内書符案』)
天文8(1539) 閏.7	土肥庶子分	松田晴秀が、自領「江州北部箕浦庄内土肥庶子分跡」を、守護によって横領された旨、幕府に訴える。 (『披露事記録』)

行われていること。土肥三郎元頼=道日が箕浦庄本庄の少なくとも東方のみは領し、さらにこの当時は、紛争があったものの、その一族へ付近の所領を配分して領主制を開拓していたこと、などを読み取ることができる。

一方、番場蓮華寺の寺伝によれば、その前身・法隆寺が健治2年（1276）雷火で消失した後、弘安7年に北陸遊行中の一向俊聖と力を合わせて蓮華寺を創建したのは、箕浦庄地頭土肥元頼であったという。¹⁶⁾ 現在も、本堂脇には、彼の墓と言われる宝篋印塔が建っている。このように、元頼が近江土肥氏の初代であるかは不明であるが、彼の活躍した鎌倉時代後期には、土肥氏は確実に番場に本拠をおき蓮華寺を氏寺とし、領主として在地支配を行っていたことが明確になるのである。

表3でもわかるように、土肥氏の史料は非常に断片的であり、在地支配の具体相などはまったくわからない。しかし、その史料中で最も注目すべきは、長浜八幡宮で行われた永享7年（1435）の勧進猿楽の記録に、「土肥殿」の観覧が確認できることである。ここでは、「小足殿」など領主として、それぞれの在地で一定の力をもつ人々と席を同じくしており、土肥氏もこの時期湖北において同様な地位を保っていたことがわかる。『藤涼軒日録』の文明17年（1485）12月12日・13日の記事によれば、建仁寺禅居庵領である「江州箕浦庄内馬場西方」を土肥兵部少輔が押領していることが問題となっている。これも、裏返して考えれば、土肥氏の勢力がまだ箕浦庄やその中心の番場に及んでいたことを示していよう。

さて、この土肥氏を語る上で見逃せないのは、同氏が室町幕府の奉公衆であったことである。奉公衆とは、室町将軍の親衛軍である。その体制は、第6代将軍義教の初期に整えられ、守護大名の庶子や、足利一門・被官、有力国人によって構成されていた。彼らは、各地にあって将軍の直臣として、その国の守護大名を奉制する役目を帯び、また将軍直轄領の代官を命ぜられたりした。室町将軍家の軍事、政治、経済各方面における基盤となる人々である。その活躍の場所はもちろん京都であり、将軍外出の際は彼らがつき従い、その護衛にあたっている。そして、番といわれる五つの組を作り、集団で行動していた。¹⁷⁾

この奉公衆をはじめ、幕府役人のリストである『文安年中御番帳』・『永享以来御番帳』・『東山殿時代大名外様附¹⁸⁾』によると、奉公衆の二番所属として土肥氏の名がみえている。最初の『文安年中御番帳』に「土肥三郎右衛門尉」とあり、後者二本には「土肥三郎」とある。土肥元頼の通称が「三郎」であるから、近江番場の土肥氏を指していることはまず間違いない。

また、長享元年（1487）、將軍義尚が近江六角高頼を追討に出陣した際、つき従った人々を記入した『常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』によれば、やはり奉公衆の二番に「江州 土肥民部少輔」の名が見えている。

この奉公衆の組織は、細川政元による明応2年（1493）の將軍義材の追い落し=明応の政変以後、急速に崩れ去っていった。と同時に、土肥氏の場合、在地での勢力も失っていくのである。表3のように、16世紀に入ると、ほとんどその徵証をつかむことができなくなる。永正7年（1510）に土肥美濃入道が、將軍より岡山城の攻撃命令を受けたのが事実上の最後である。天文8年（1539）の『披露事記録』の記事は、延徳2年（1490）の京極氏による押領問題の再燃であるが、すでに「江州北郡箕浦庄内土肥庶子分跡」と跡職が問題となっている点、そこを幕府奉行人松田晴秀がゆ行地と主張している点からして、当時まで土肥氏が箕浦庄に影響力をもっていたとは考え難い。こうした在地での傾向は、他の湖北の奉公衆でもみられることである。⁽¹⁰⁾

ここで、土肥氏の居館跡について考えてみよう。本報告書でも詳細に触れられていると思うが、今回発掘された殿屋敷遺跡の南西約200メートルの一区画が、土肥氏の居館推定値である。明治6年（1873）の地籍図によれば山を背にして前方を細長い地割が廻っており、おそらくこれが土塁の跡であろう。堀でもある川を隔てて、すぐ前は中山道が通る。この道は、古代東山道の時代から中世の東海道に至るまで、東国への街道として頻繁に使われたことは前章で述べた。さらに、居館跡の裏手、比高約70メートルの山頂に、土肥氏の詰の城と目される殿屋敷城があつた。⁽¹¹⁾

中世の番場宿は、「元番場」と呼ばれる上番場（現在の西番場）に存在したと考えられるが、この土肥氏の居館と城は、この街道と番場宿の入口を扼する位置にあったことになる。これについては、軍事的な意味もさることながら、経済的意味を考えなくてはならない。もとより、土肥氏とこれまで述べてきた街道・宿駅との経済的関係を示す史料は何もない。それでも一般的には、宿駅の市場の管理や閑所の設置による収入を、領主経営の一部に組み入れていたであろうことは容易に想像できる。

この街道と番場宿が、戦国時代に入る頃から、八日市場（大字箕浦）を通る朝妻街道の発展により、相対的に利用度が減ったと推定されることは前章で触れた。その時期が、奇しくも土肥氏の衰退期と一致するのは、単なる偶然であろうか。土肥氏の在地での勢力喪失の理

由は、所属する奉公衆の解体もその要因だが、本貫地・番場の箕浦庄内での交通的地位低下による、領主としての経済基盤の破綻も、ひとつの要因とみなすことができるのではないか。その対極として、八日市場の繁栄があり、そこを本拠とする今井氏の勢力伸張を見るのである。さらに付言すれば、土肥氏関連施設とみなされる殿屋敷遺跡の造構・遺物が戦国期に及ばないことも、土肥氏の衰退と街道の地位低下を裏打ちしている。

なお、『嶋記録』に次のような記載がある。⁽¹⁴⁾

嶋若狭守いまた四郎左衛門尉なりし時、今井左衛門尉秀俊京梅殿御不審かうふり、江北にて浅井備前守亮政ために生害せられけれハ、秀俊妻女ハ番場土肥か息女なりしか、秀俊か息八歳尺夜叉をかかへ土井もろ共に、牢籠せしかハ……

これは、天文2年(1533)、浅井亮政がその家臣今井秀俊を神照寺において殺害した事件を記した部分である。注目すべきは、今井秀俊の妻は土肥氏の娘であったことである。箕浦庄内で新旧交代した領主が、姻戚関係で結ばれていた事実は極めて興味深い。⁽¹⁵⁾

(註)

- (1) 『吾妻鏡』養和元年2月12日条など、『近江町史』参照。
- (2) 『改訂近江国坂田郡志』2
- (3) 『近江町史』参照
- (4) 『改訂近江国坂田郡志』5
- (5) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集』1(岩波書店 1955年)所収の原本を書下して引用。
- (6) 『改訂近江国坂田郡志』5
- (7) 奉公衆については、福田豊彦「室町幕府の後家人と御家人制」『御家人制の研究』(吉川弘文館 1981年)に的確なまとめがある。
- (8) 『文安年中御番帳』・『永享以来御番帳』は、『群書類從』雜部 所収。『東山殿時代大名外様附』は、今谷明「『東山殿時代大名外様附』について」『史林』63-6 1980年 後に同『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店)所収)に全文紹介されている。

- (9)『群書類從』雜部 所収
- (10)拙稿「湖北における奉公衆の動向—佐々木大原氏を中心として—」『駿台史学』83 1991年 参照
- (11)『滋賀県中世城郭分布調査』6 (滋賀県教育委員会 1989年)
- (12)『近江輿地志略』の「上番場」の項に「磨鍼嶺より半里許にあり元番場といふ」とある。
- (13)前掲拙稿「湖北における奉公衆の動向—佐々木大原氏を中心として—」参照
- (14)『滋賀県中世城郭分布調査』7 (滋賀県教育委員会 1990年) なお、小和田前掲書にも全文の訛文が載る。
- (15)『改訂近江国坂田郡志』2に、次の様にある。

土肥氏に支家三あり。番場・多和田・醒井の三所に分住するを以て、箕浦庄の三土肥と称す。…猶、土肥の八軒衆とて八人の老臣ありたり。野瀬・能勢・堀・江竜・百々等を姓とす。

この内、醒井土肥氏が米原町の枝折城の城主だといわれている (『滋賀県中世城郭分布調査』6)。

また、番場を本拠とする領主としては、堀氏の名が知られている。『江北記』(『群書類從』合戦部 所収)に東条氏京極氏の家臣といわれるが、その動向は戦国期も元亀・天正期にならないとはつきりせず、どの程度在地性をもっていたのか不明であるので、本稿では考察の対象からはずした。

4 今井氏の在地支配—まとめにかえて

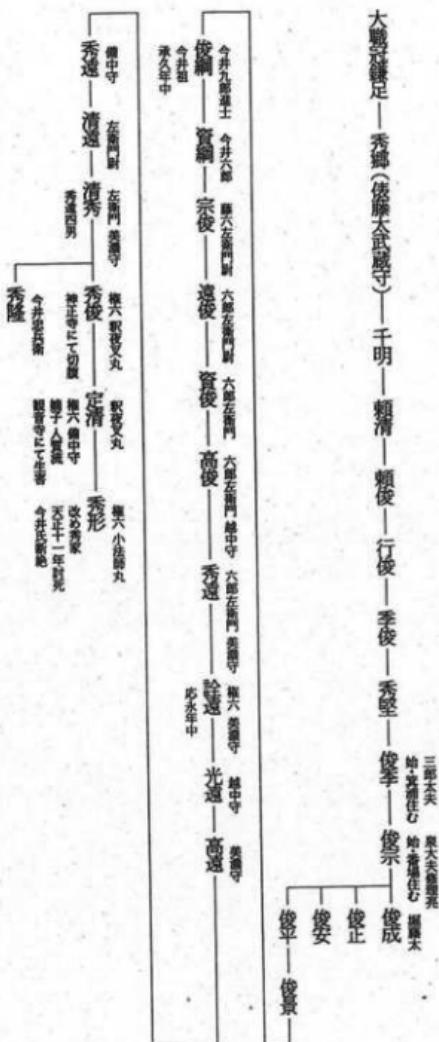
今井氏は、藤原秀郷を出自とし、その7代後になる俊季の代から箕浦（この場合、大字箕浦の意と考えられる）に住したといわれる。⁽¹⁾これまでの論稿では、鎌倉時代から室町時代にかけての今井氏の動向について触れる場合、『今井軍記』にのみよってきた。逆に言えば、この軍記以外には、同時期の今井氏について知り得るものは、存在しないわけである。『今井軍記』⁽²⁾は、俊季から4代後の俊綱から、戦国時代に活躍した清遠まで、12代に及び戦功を略述している。

しかし、『今井軍記』には疑問な点が多い。例えば、承久の乱の際、今井俊綱が上皇軍として戦い、幕府軍の熊谷小次郎と瀬田橋上で組み合い、水中に転落ながらも、熊谷の首をとった話などは、本軍記にしかみえず、他本で確認することができない。⁽³⁾さらに、南北朝期、今井達俊の八相山での戦功なども、同様のことが言えるのである。今井氏の由緒正しきことを示すために書かれたこの本の性格上、今井氏の活躍が古く鎌倉時代にまで及び、いかにも歴代の戦功が多いを強調するのは当然であり、内容については慎重な検討を要するであろう。特に、今井氏が鎌倉時代より、大字箕浦の地に住し、各地で軍功を挙げていたとする点は、それを裏付ける在地の史料がなく信用しがたいものである。

戦国期今井氏に従い、同じく箕浦を本拠とする土豪井戸村氏の相伝文書には、今井氏に関する資料が含まれる。まず、応永8年（1401）の11月10日、尼女畠地売券の売却地「八日市場出口下」にある畠地一段の四至は、南隣が「今井殿地」であり、北隣が「今井西殿地」であった。さらに、応永22年（1415）3月28日の今井大南藤吉の田地売券、同年11月18日の今井新某の田地売券が続く。以後、売券の四至などに今井氏の名が散見する（表2参照）。このように、確かな史料によれば、今井氏は少なくとも応永年間には、大字箕浦=八日市場の領主として存在していた。『江北記』には、京極氏の被官としてその名が見えるが、以上から今井氏は応永から文明の室町時代中期に発展を遂げた一族とみるのが最も妥当であろう。

浅井氏が台頭してからの今井氏については、『嶋記録』に詳しく、先学の記述もあるのでここでは省略する。それにしても、今井氏の戦歴については、比較的詳細にわかるのであるが、在地支配の状況については、ほとんど史料が残っていない。『嶋記録』によれば、今井秀俊が亮政によって殺害された天文2年（1533）以降その庇護にあった六角氏を離れ、再び浅井氏に仕えるようになる天文21年（1552）に、忍海主本所職を本領安堵されたとしている。さ

今井氏系図



「近江町史」より

らに、「多良跡」や「下坂公文」など数十ヶ所を、太尾城後略のあかつきに宛行うことが、浅井久政から伝えられている。しかし、これら箕浦庄の外縁に点在する庄園所職を、今井氏が確実に得ていた確証は他になく、これも慎重な検討が必要であろう。そもそも、今井氏は箕浦庄について、いかなる所職を得ていたのか、はつきりしたことがわからない。⁽⁶⁾

その中で、大字箕浦の永福寺に残る今井権六定清書状⁽⁷⁾は貴重なものである。永福寺の前身・恵福寺が、若宮（現在の箕浦八幡神社）の神領の内1段を買い上げたのに対し、今井定清が天文15（1546）12月11日に安堵を加えたものである。一般的に、このような買地安堵を行なえる者は、その地域の経済的・法的秩序を掌握していたと考えられ、今井氏の在地支配の一端をのぞかせる。もうひとつ注目すべきは、日撫神社に残る永禄8年（1565）銘の懸仏である。⁽⁸⁾径25.3センチで、仏像・天蓋・右宝瓶などを欠いているが、裏面木製円板に「奉納入／日撫大明神本地薬師如來／永祿8年乙丑卯月吉日／今井中西家政敬白」と墨書がある。今井家政は、天文2年の今井秀俊、永祿4年の今井定清と相次いで今井氏当主が不慮の死をとげる中、動搖する家中をおさえて、今井同名中の中心となり、戦国期の同氏を支えた人物である。日撫神社は、隣主朝妻庄の惣社で、今井氏は当庄にも所職を得ていたとすれば、その在地支配の上では、同社の祭祀権掌握は必要不可欠であったと考えられる。したがって、この懸仏も間接的に今井氏の在地支配を伝える資料といえよう。なお同社には、永祿9年の年号のみ入る懸仏が他に2面ある。

以上のように、今井氏が箕浦庄やその周辺において、いかなる所職を得ていたかは定かではないが、応永年間頃からの室町時代中期に発展し、戦国時代に至るまで八日市場に住し、在地支配を行っていた領主であることは明らかである。⁽⁹⁾その発展の背景には、湖上航路・朝妻湊・朝妻街道の隆盛、その上での八日市場の町場としての繁栄があるわけで、番場宿と土肥氏の繁栄とオーバーラップする。もっとも、近世に至ると、米原湊の開港により、朝妻湊の使命は終わり、八日市場の繁栄は、番場や米原それに長浜の箕浦町へと分散していくのである。⁽¹⁰⁾

（註）

- (1)『改訂近江国坂田郡志』2
- (2)『改訂近江国坂田郡志』2・『近江町史』など

- (3)『改訂 史籍集覽』所収、なお、同本の奥書に、「右今井軍記八葉以新庄内匠所藏本写之」とある。新庄内匠とは、常陸麻生藩第2代藩主新庄直定の次男で旗本新庄家を起こした直之の養子直政のことである(『寛政重修諸家譜』)。新庄氏は、大字箕浦の隣・新庄を本拠とした土豪から、身を起こしている。
- (4)この熊谷云々の話は、『承久記』にみえる、上皇側の山里次郎の郎従が熊谷平左衛門の首をとったという記事に、改編を加えて作られた可能性が高い。
- (5)小和田前掲書、『近江町史』など
- (6)『今井軍記』によれば、文明4年(1472)に今井秀遠の弟八郎五郎が、箕浦庄の地頭職を得たというが、これを裏づける資料はない。また、今井氏は同庄の公文であったともいう(小和田前掲書)。
- (7)『改訂近江国坂田郡志』6
- (8)『近江町史』参照
- (9)今井氏の居館といわれる近江町新庄の箕浦城跡も、平成元年度県営ほ場事業のため発掘調査がなされている。その報告書(滋賀県教育委員会『箕浦城・淨蓮寺遺跡一ほ城整備関係遺跡発掘調査報告書』 18-9)によれば、堀跡や建物跡が検出されており、現在まわりより一段高くなっている約20メートル四方の土壇を中心に、周囲100メートルぐらいに堀がまわる館であった可能性があるが、その廃絶時期は15世紀後半と結論されている。しかし、文献上の今井氏の活動は、16世紀後半に至るまでたゞれ矛盾が生じる。この点については、今後さらなる検討が必要であろう。
- (10)羽柴秀吉によって天正年間に造成された長浜町の一部・箕浦町は、大字箕浦の商人が移住した所と伝える。

図 版



(1) 1-I トレンチ完掘状況



(2) 1-III トレンチ遺構検出状況



(1) 1-III トレンチ遺構完掘状況



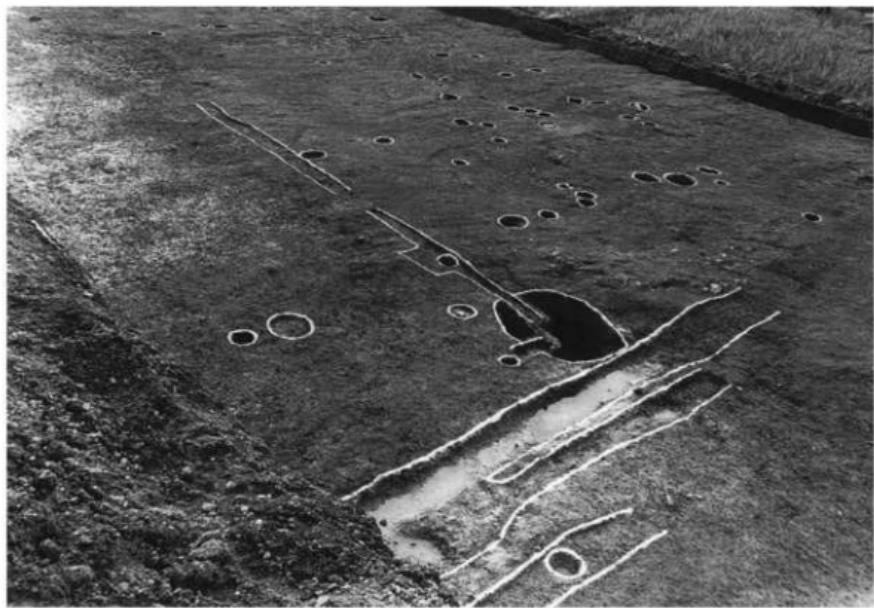
(2) SE-2 完掘状況



(1) 1-III トレンチ上層遺構検出状況



(2) 1-III トレンチ上層遺構検出状況



(1) 1-III トレンチ上層遺構完掘状況



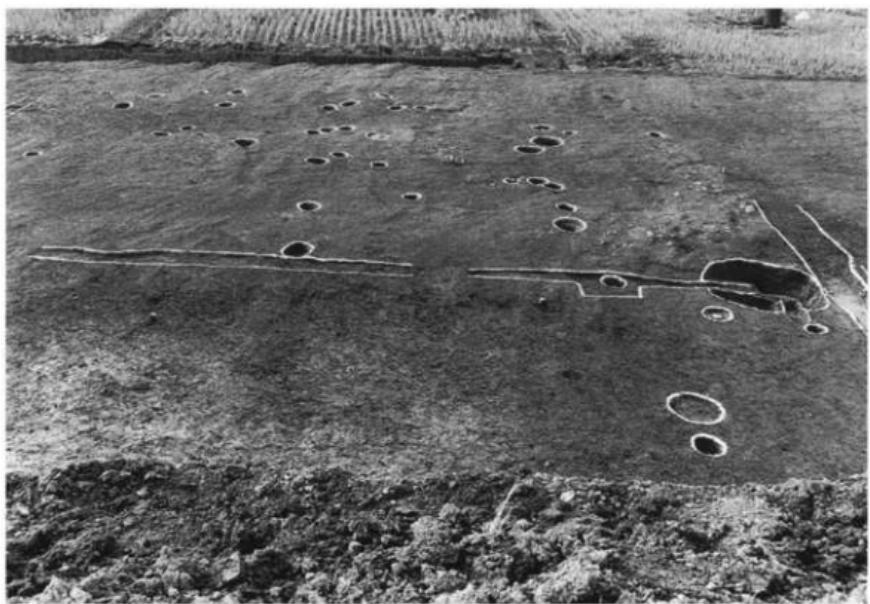
(2) 1-II トレンチ上層遺構完掘状況



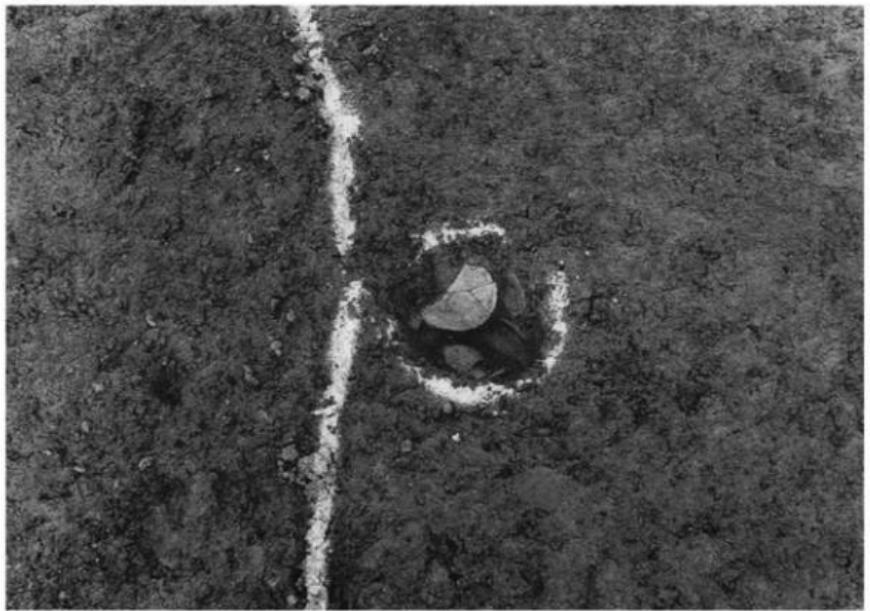
(1) 1-II トレンチ土層堆積状況



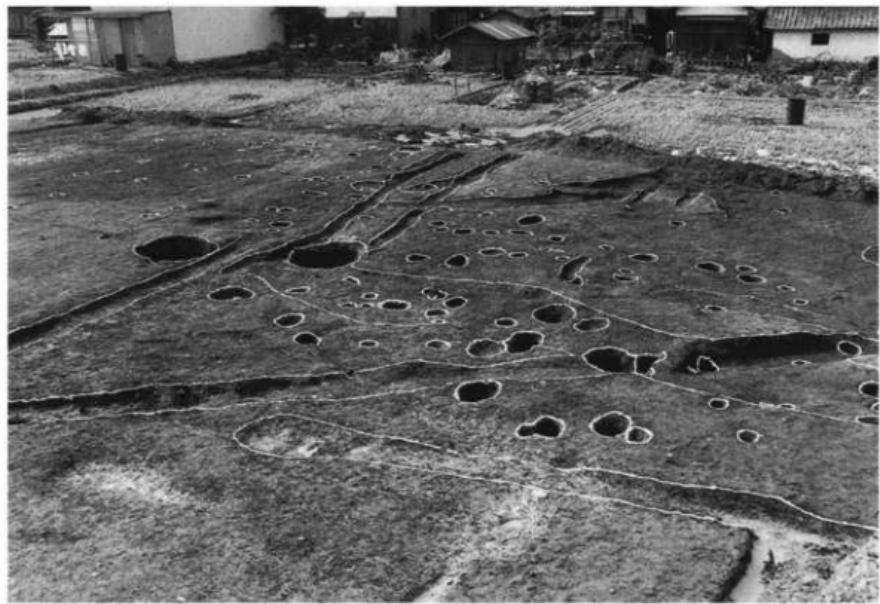
(2) SE-1 土層堆積状況



(1) SB-1 完掘状况



(2) P-55 遺物出土状况



(1) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況



(2) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況



(1) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況



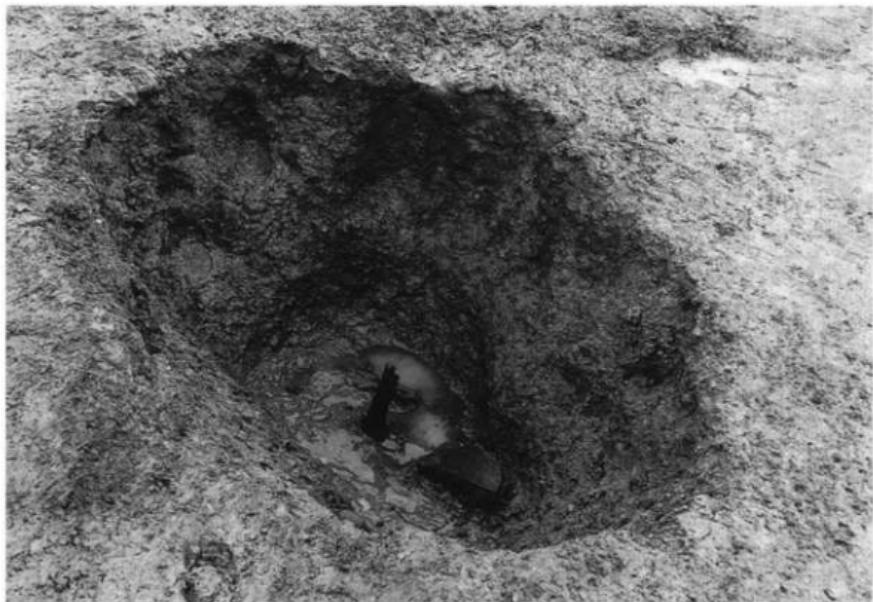
(2) 1-II トレンチ下層遺構完掘状況



(1) SE-6 遺物出土狀況



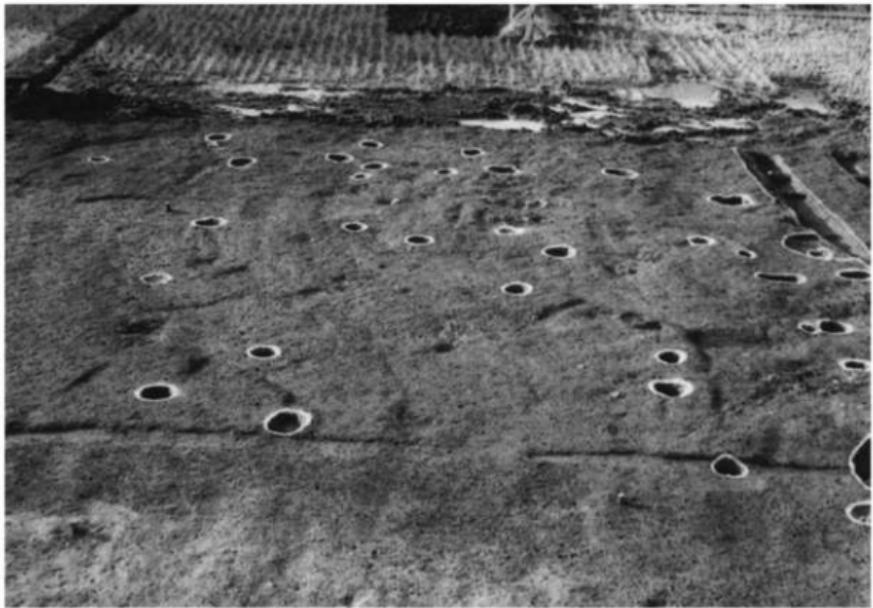
(2) SE-6 完掘狀況



(1) SE-9 完掘状况



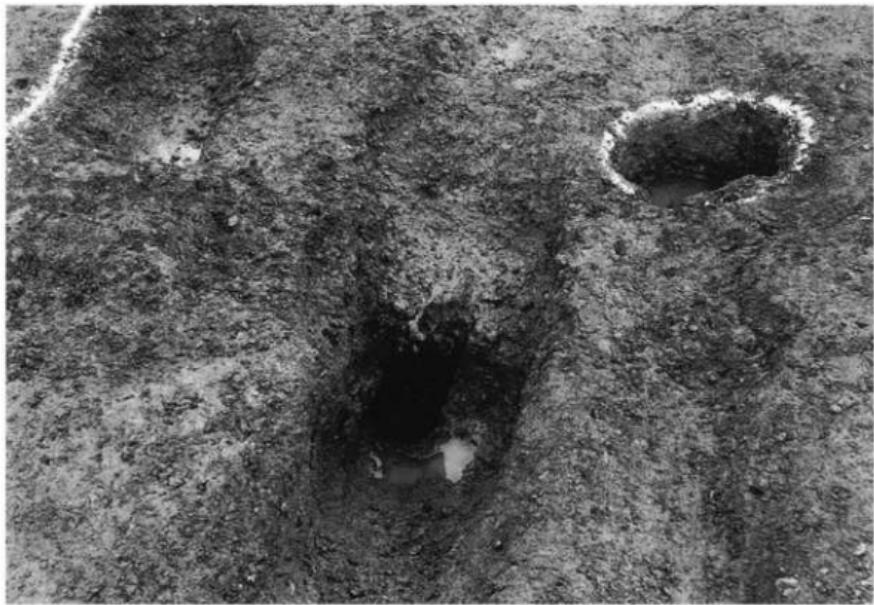
(2) SK-2 遺物出土状况



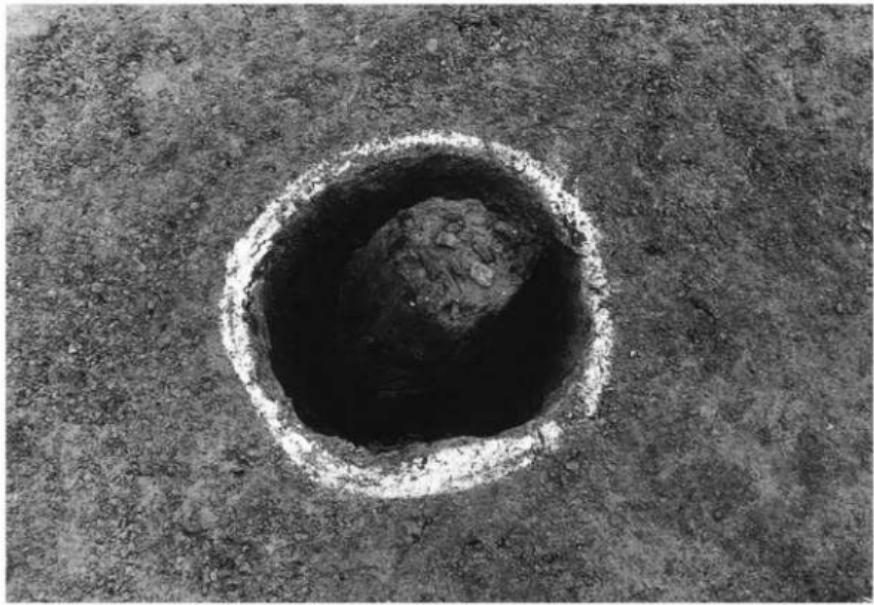
(1) SB-2 完掘状況



(2) SD-8・SB-3 完掘状況



(1) 柱痕遺存狀況



(2) 柱痕遺存狀況



(1) 1-IV トレンチ完掘状況



(2) 1-IV トレンチ完掘状況



(1) 2トレンチ土層堆積状況



(2) 4トレンチ土層堆積状況



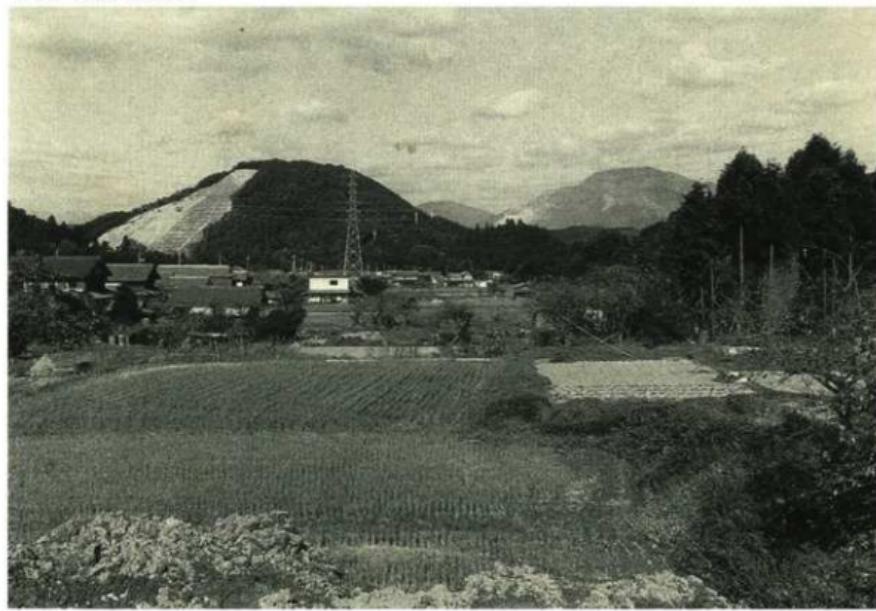
(1) 6 トレンチ土層堆積状況



(2) 11 トレンチ完掘状況



(1) 実測作業風景



(2) 調査地より地頭山城を望む（右奥は伊吹山）

米原町埋蔵文化財調査報告書XVIII
殿屋敷遺跡発掘調査報告書

—西番場地区団体営土地改良総合整備事業に伴う発掘調査—

平成5年3月10日印刷

平成5年3月20日発行

編集・発行 米原町教育委員会

滋賀県坂田郡米原町下多良3-3